

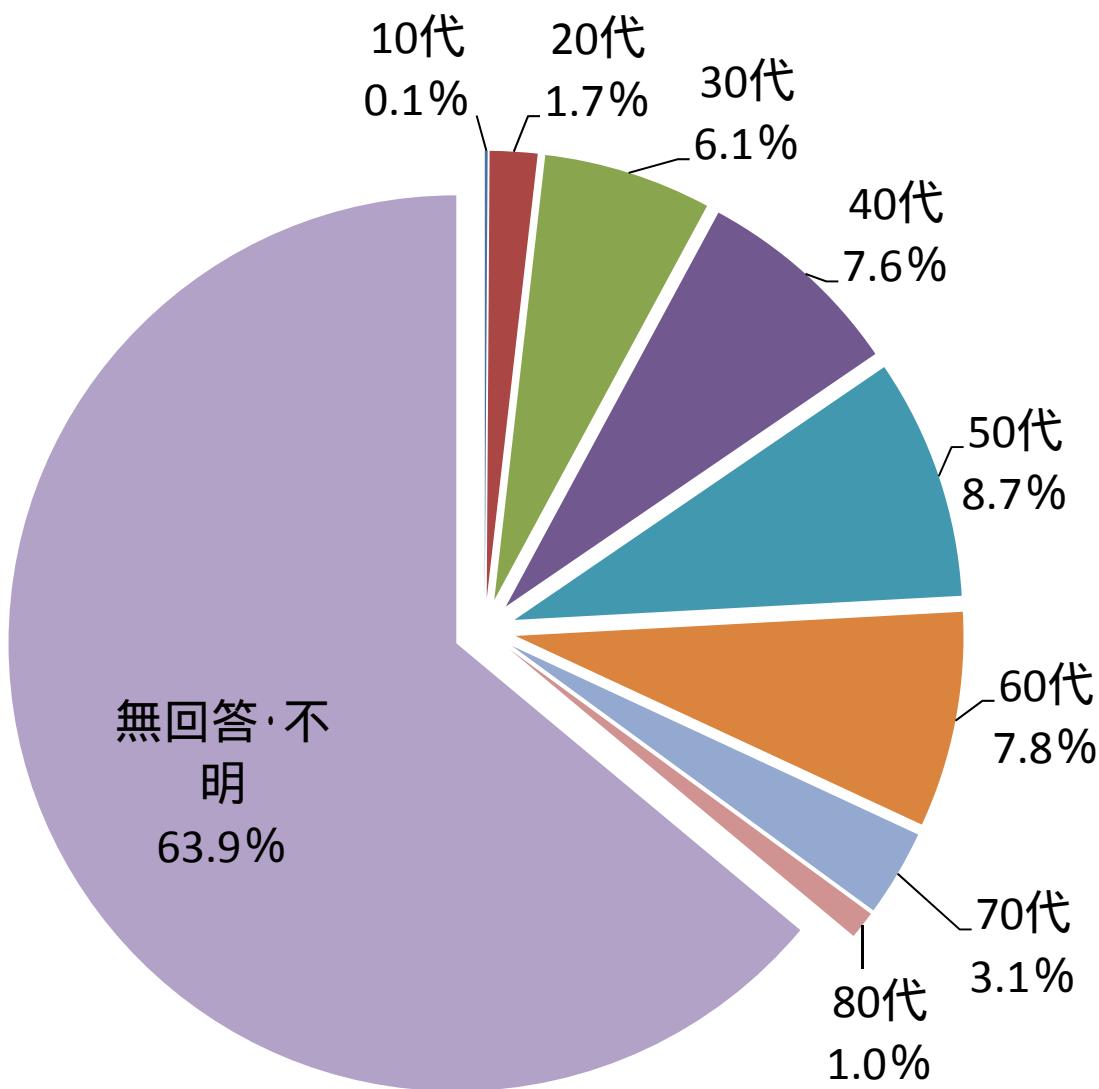
# 福島県

(相談者の被災当時の住所が福島県である相談事例)

# (参考)福島県全図



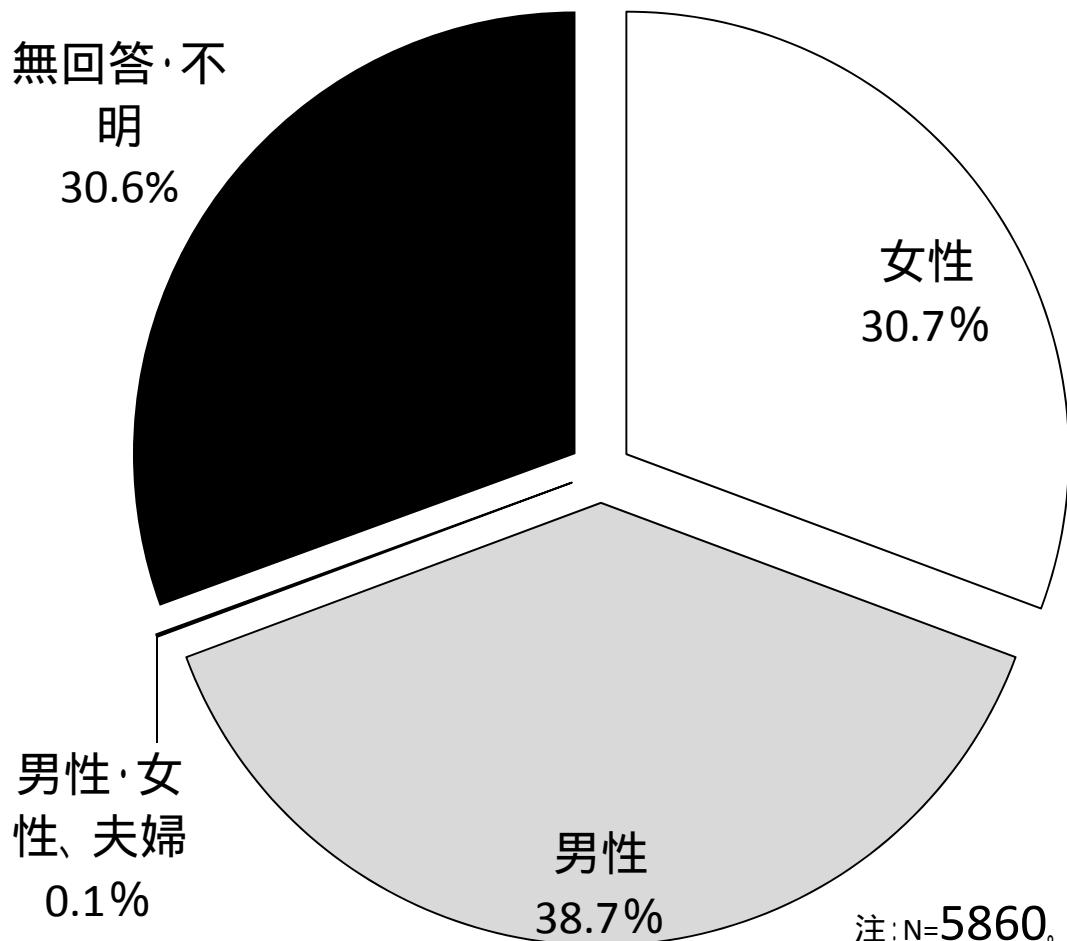
(図4 - 1 - 1)  
被災当時の住所地が福島県の相談事例  
(相談者年齢構成)



注:N=5860.

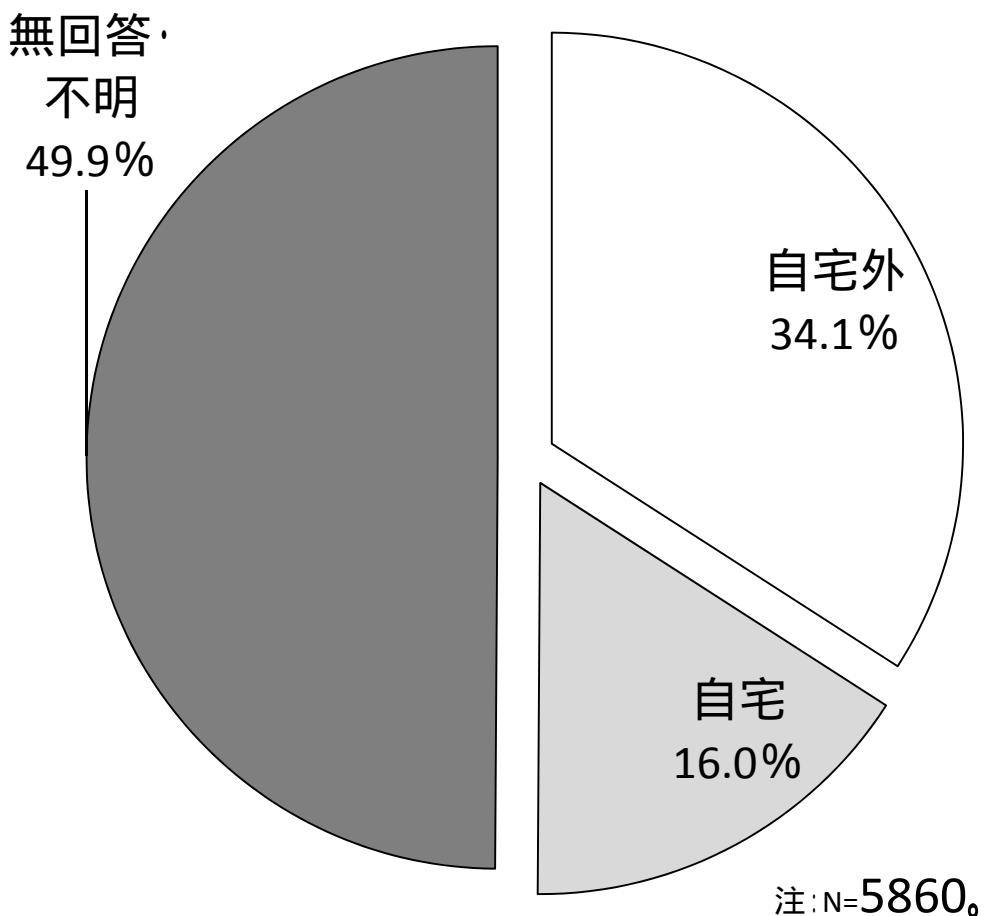
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「福島県」である事例を母数としたもの。  
相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

(図4 - 1 - 2)  
被災当時の住所地が福島県の相談事例  
(相談者男女比)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「福島県」である事例を母数としたもの。  
相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

(図4-1-3)  
被災当時の住所地が福島県の相談事例  
(相談者の「居所」(自宅 / 自宅以外)分布)

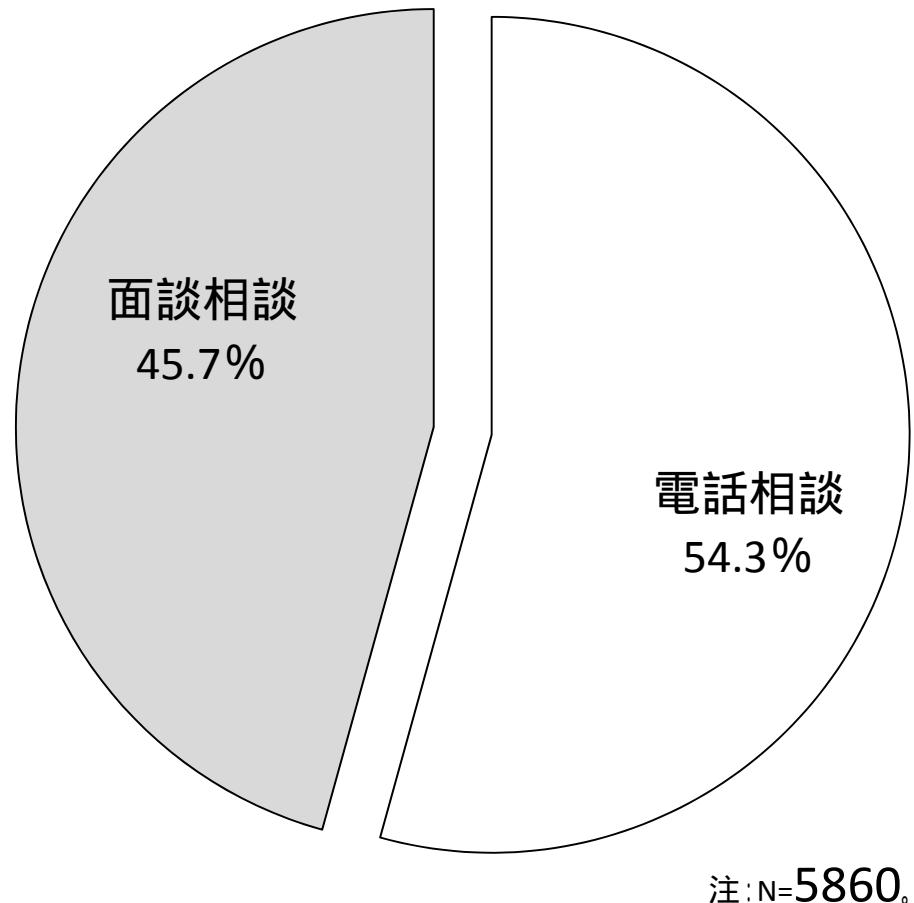


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「福島県」である事例を母数としたもの。  
相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

「自宅以外」とは、「避難所」「親類宅」「知人宅」などであり、その殆どは「避難所」である。なお、分析時期の関係で、仮設住宅への居住者は殆ど含まれていない。

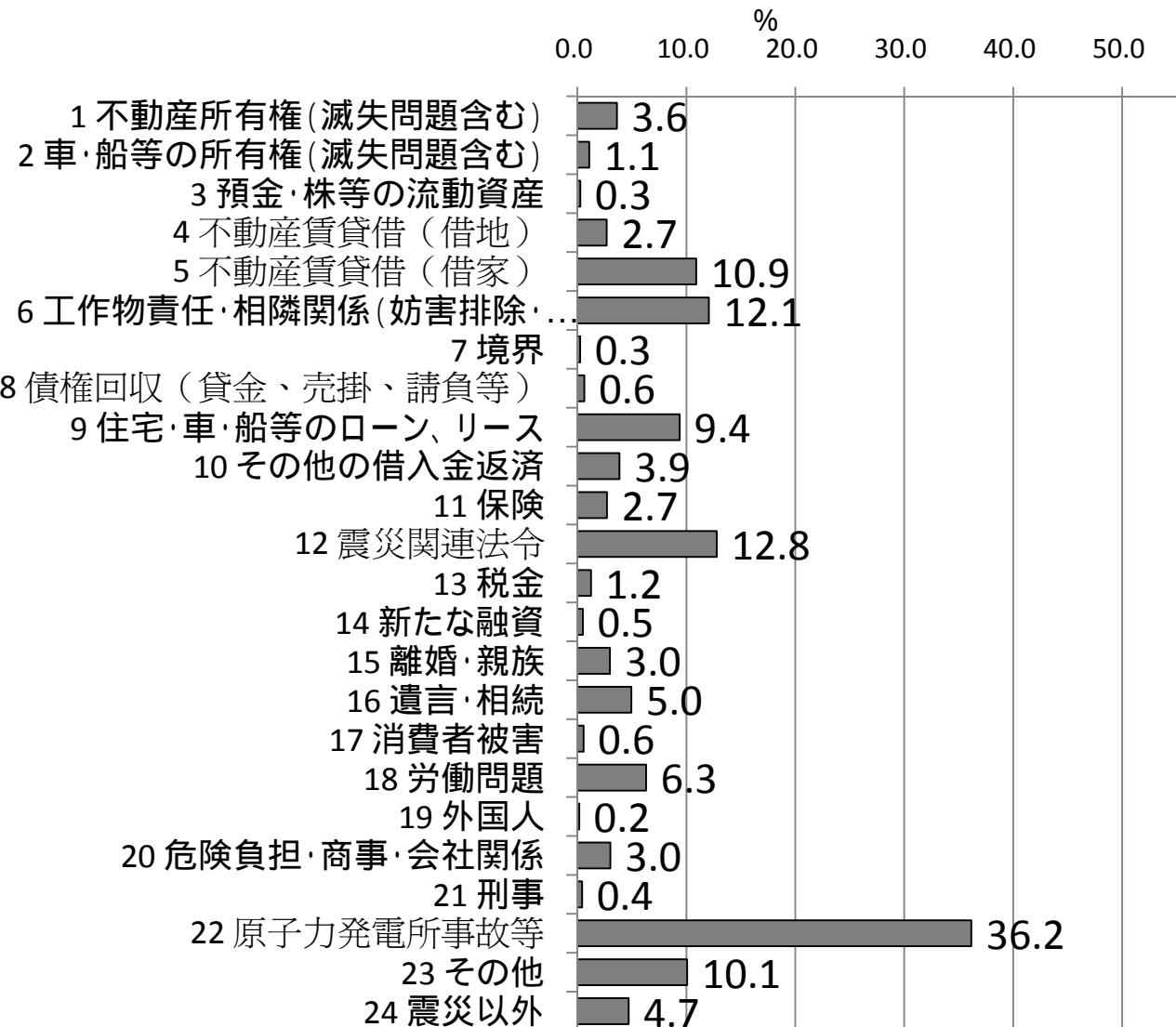
(図4-1-4)  
被災当時の住所地が福島県の相談事例  
(相談種別(電話相談 / 面談相談))



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「福島県」である事例を母数としたもの。  
電話回線数や相談担当弁護士のマンパワーなどに左右されるため、単純な比較による検証  
は困難と思われる。

(図4-2-1)  
全相談事例  
(分析時の累計数(全類型の分布))

注:各相談内容の分母はそれぞれ5850人である。

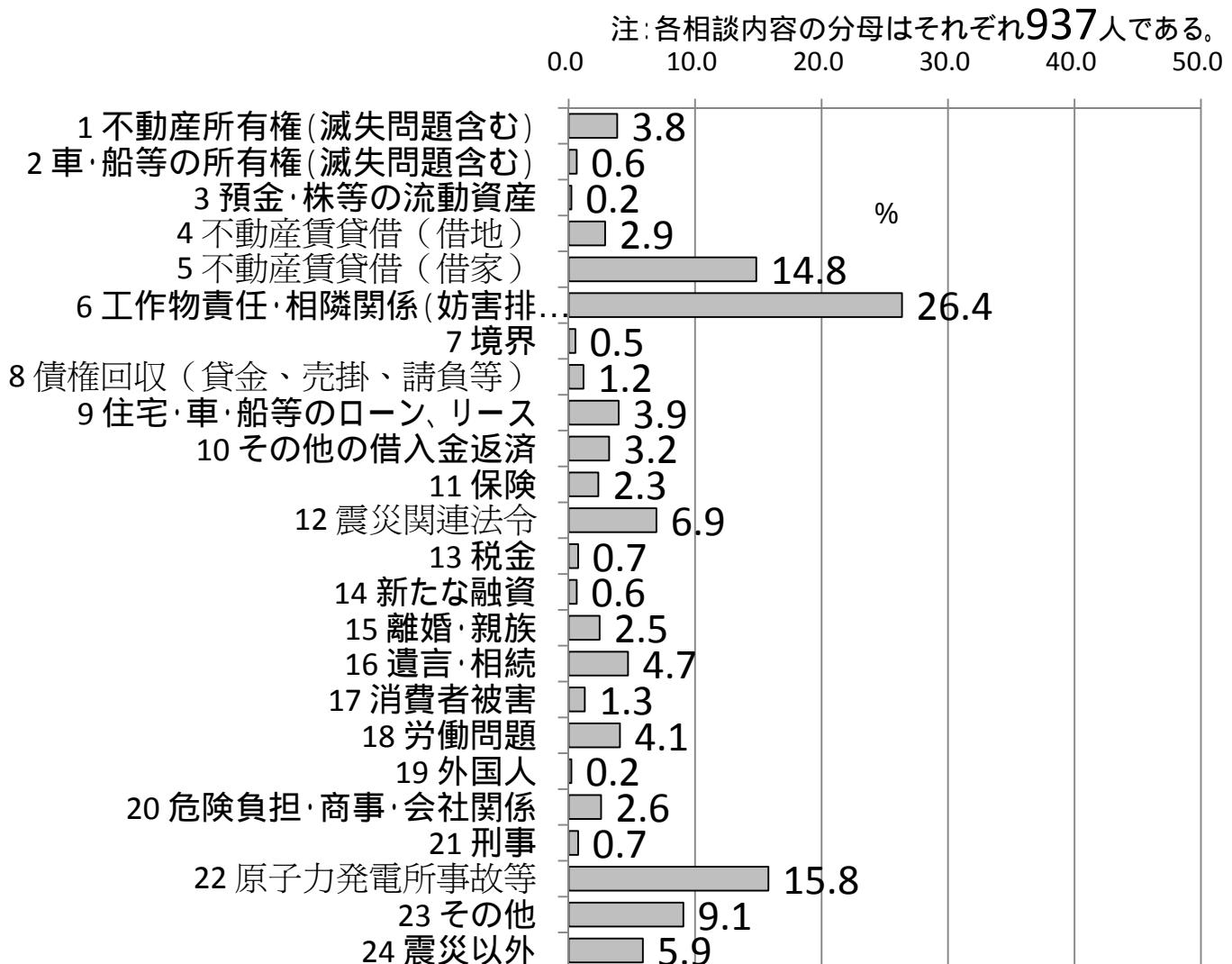


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「福島県」である事例を母数としたもの。  
相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

福島県の特徴は 主要都市を震度6以上の本震・余震が襲ったことで、建物被害が甚大であること、 沿岸部が津波により壊滅的被害を受けていること、 原子力発電所事故等により、放射能被害、自宅からの避難に伴う様々な問題が勃発していること、 避難者や自治体機能が全国(広範囲)に拡散していること、が挙げられる。

特に、原子力発電所事故等の問題については、補償問題だけでなく、居住できなくなった土地や住宅の問題、その住宅ローンや家賃の問題、事業所の問題、雇用の問題など複合的な問題となっている。

(図4-2-2)  
全相談事例  
(相談者の居所が「自宅」の相談事例(上位5類型))



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「福島県」である事例で、且つ相談所の居所が「自宅」であることが判明している事例について、割合の上位を占める相談を抽出したもの。

現在の居所が相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

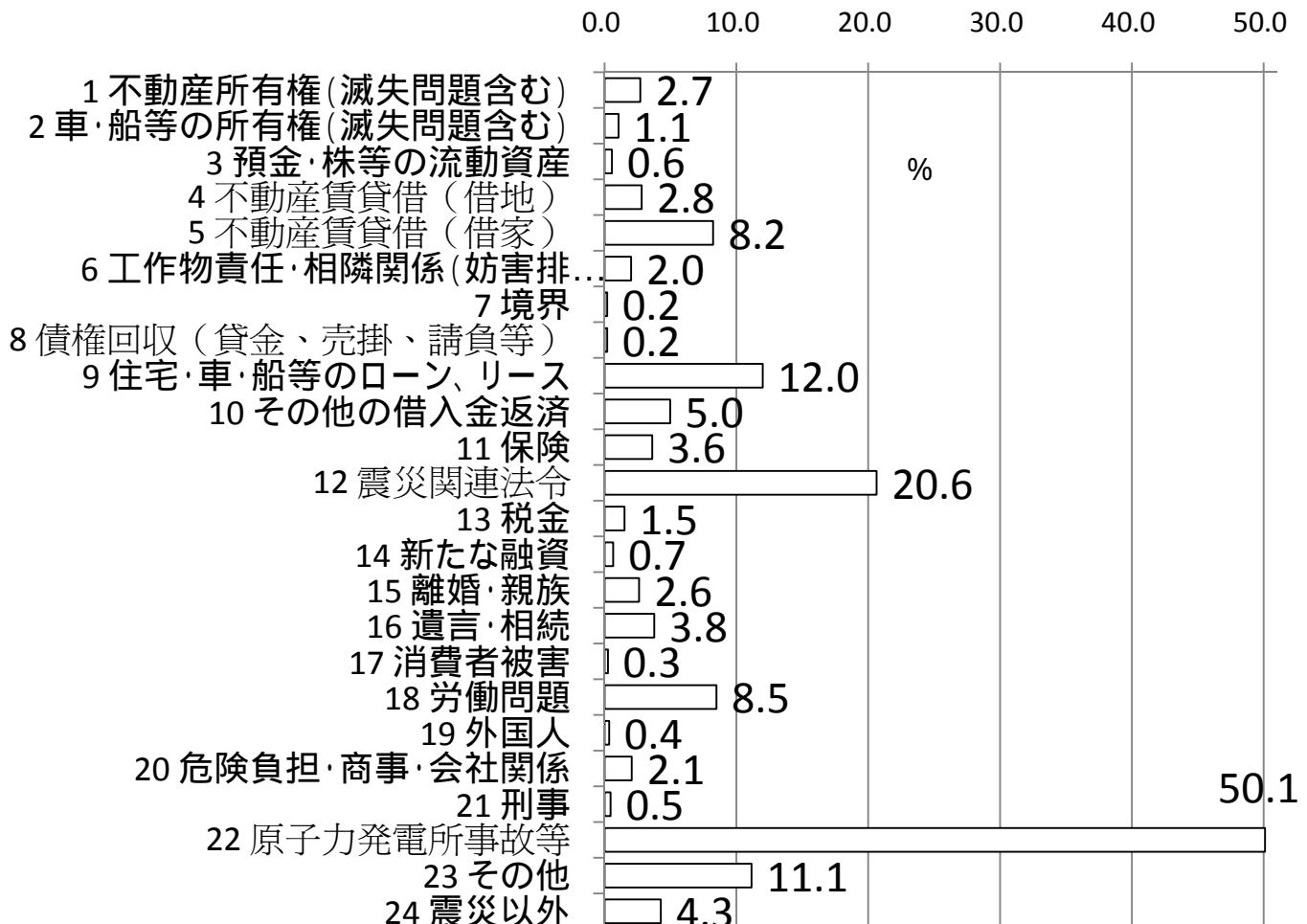
「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

「自宅」の中には、震災後、自ら引越し等により新居に移った結果「自宅」となったケースもある。

「6工作物責任・相隣関係」、「5借家」の相談が高い割合を示している。都市部の被災が深刻であったことを示している。

(図4-2-3)  
全相談事例  
(相談者の居所が「自宅以外」の相談事例(上位5類型))

注:各相談内容の分母はそれぞれ1992人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「福島県」である事例で、且つ相談所の居所が「自宅以外」であることが判明している事例について、割合の上位を占める相談を抽出したもの。

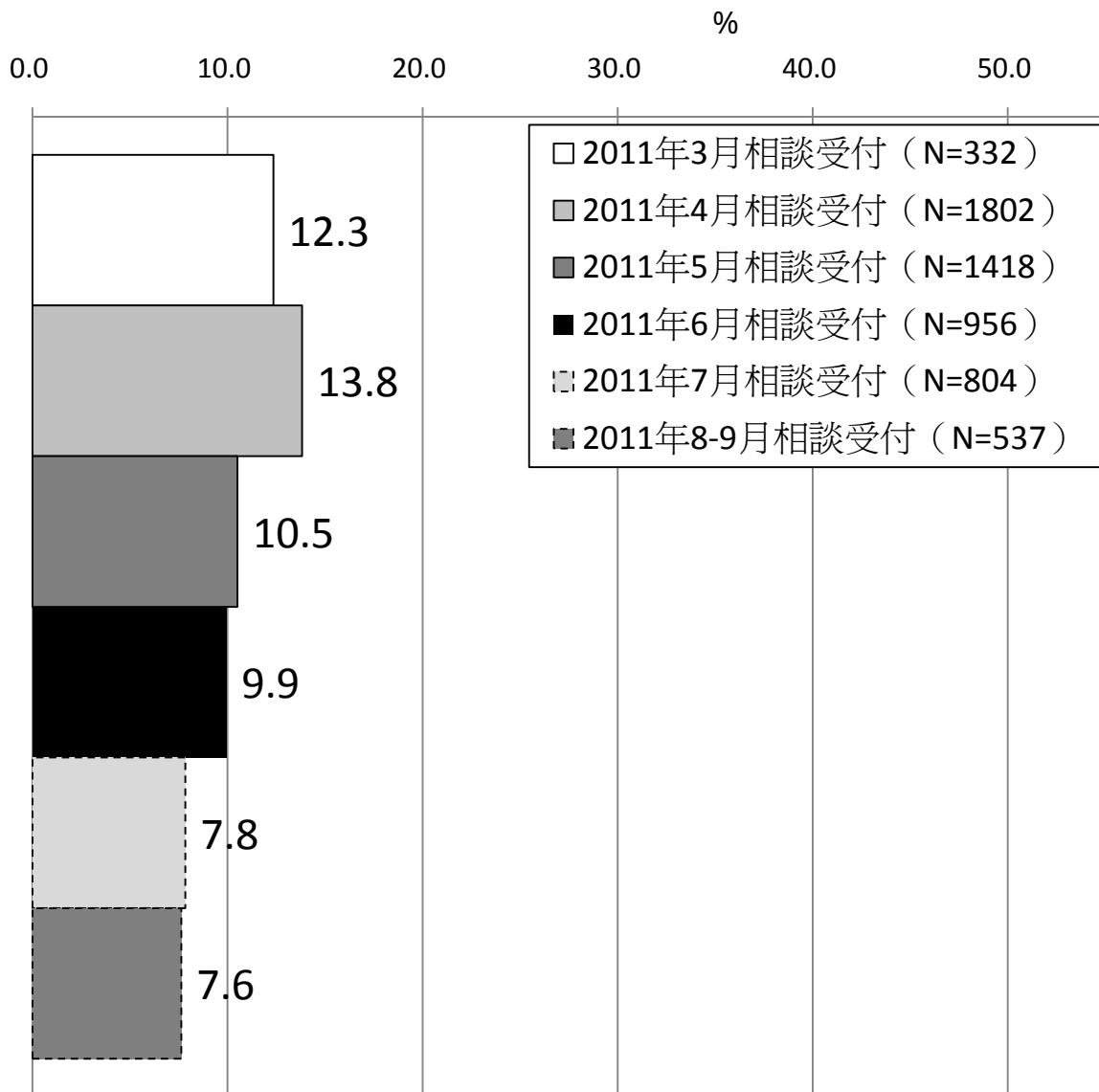
現在の居所が相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

「自宅以外」とは、「避難所」「親類宅」「知人宅」「仮設住宅」などである。

原子力発電所事故に伴って自宅から避難している方の相談が殆どを占めることから、原子力発電所事故等に関する相談が半数を占めている。また、「9住宅ローン」の割合も高い。

(図4-3-1)  
**被災当時の住所地が福島県の相談事例  
('5不動産賃貸借(借家)」相談の推移)**

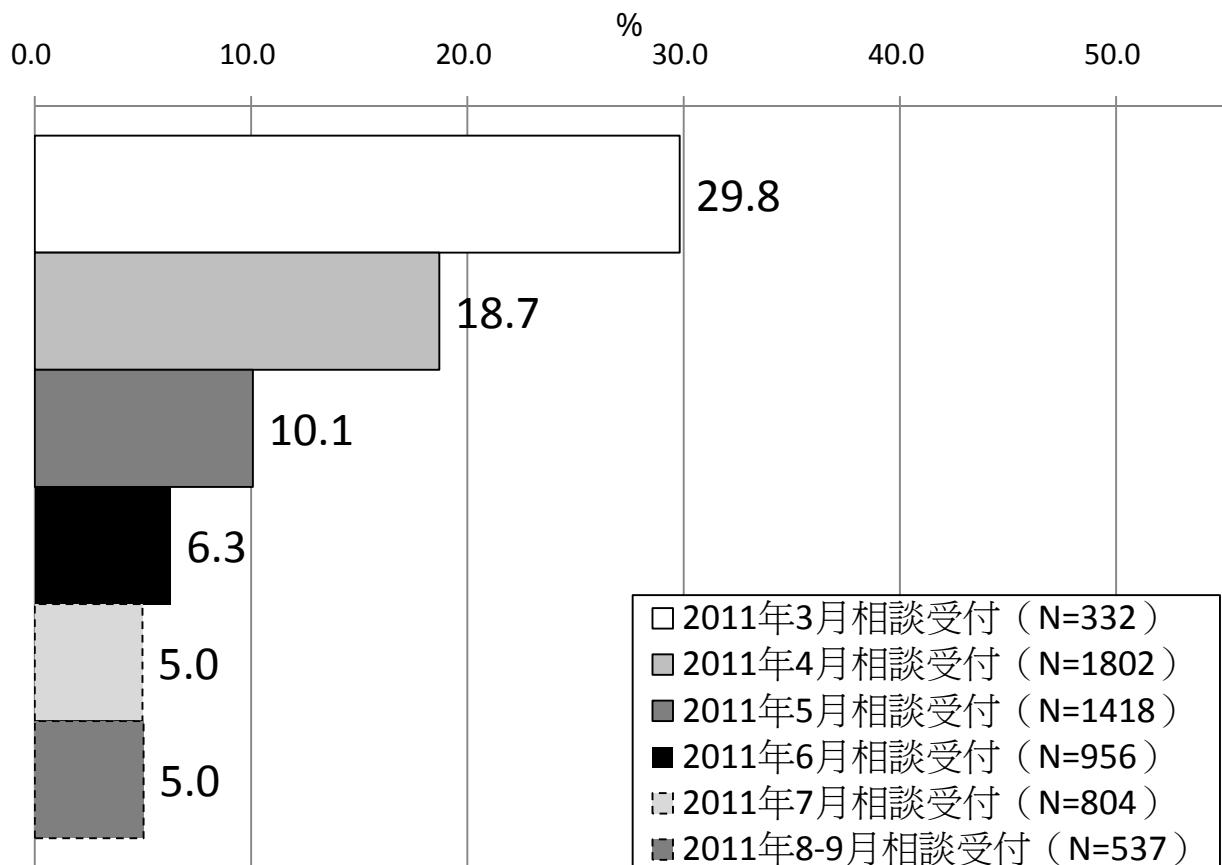


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県である事例から、全相談に占める「5不動産賃貸借(借家)」の相談割合の推移を示したもの。

「5不動産賃貸借(借家)」の相談事例とは、滅失、損壊等した建物の賃料支払義務の有無、賃貸人の修繕義務の負担問題、賃料減額問題、賃貸借契約終了の有無の問題、退去に際しての金銭的精算(立退料の是非、敷金返還)の問題等が代表的である。

法律相談の紛争予防機能、自主的紛争解決機能により、徐々に収束傾向にある。

(図4-3-2)  
 被災当時の住所地が福島県の相談事例  
 ('6工作物責任・相隣関係'相談の推移)

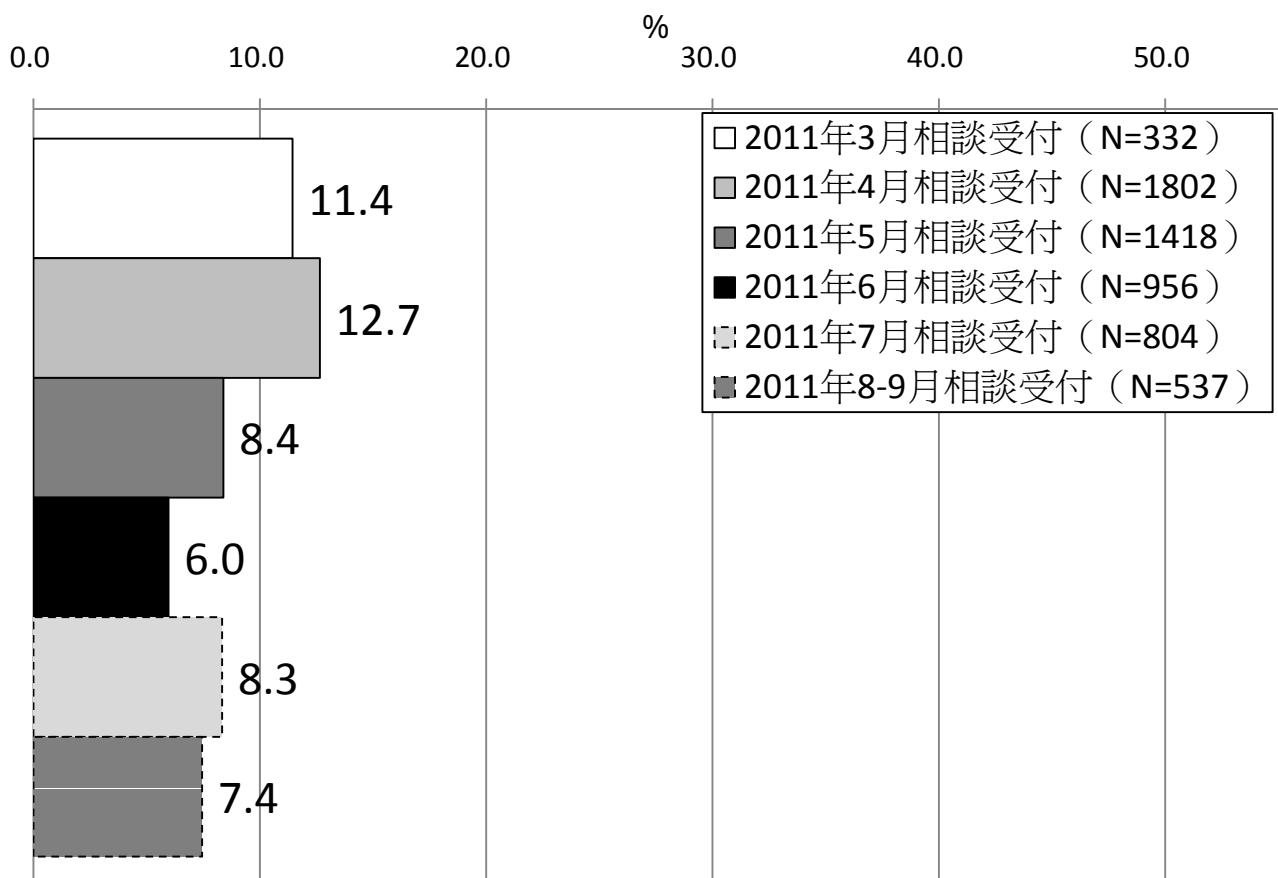


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県である事例から、全相談に占める「6工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)」相談の相談割合の推移を示したもの。

「6工作物責任・相隣関係」の相談とは、「瓦が落ちて隣家に停車してある自動車を損壊した場合に責任を負うか」等が代表的な事例である。

初期においては、自宅に居住可能な被災者等からの電話相談が大量にあったが、法律相談による自主的紛争解決機能(紛争予防機能)の効果が顕著に現れたことで、相談件数が大幅に収束をみている。

(図4-3-3)  
被災当時の住所地が福島県の相談事例  
(「9住宅・車・船等のローン、リース」相談の推移)



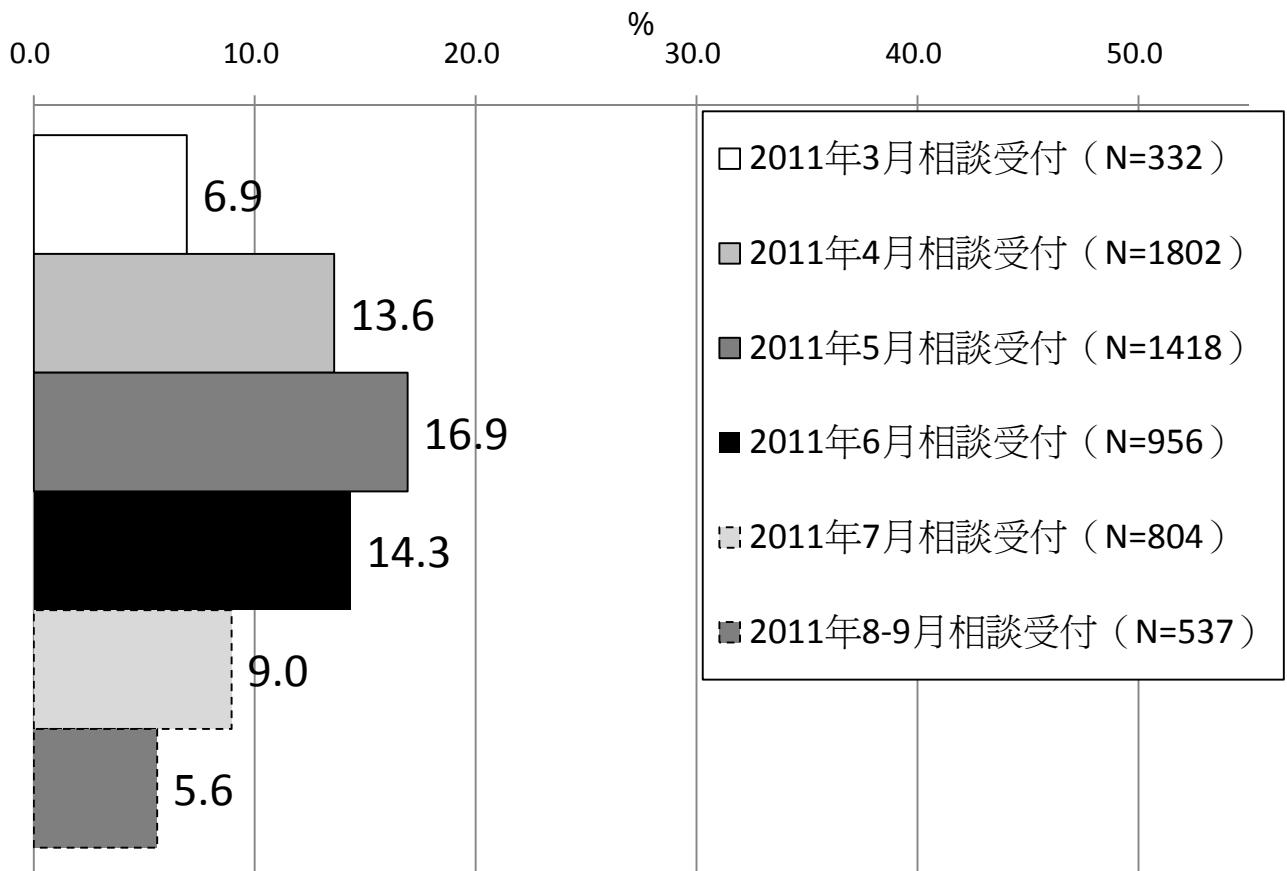
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県である事例から、全相談に占める「9住宅・車・船等のローン、リース」の相談割合の推移を示したもの。

福島県下における「9住宅ローン」の問題としては、(1)津波被害により自宅が損壊・滅失等したが住宅ローンの負担が残ってしまったケースだけではなく、(2)津波や地震による直接の被害はほとんどなかったが、原子力発電所事故により避難し、居住が見込めないにもかかわらず、住宅ローンの負担が残っているケースがある。

上記いずれの問題についても、相談当時では解決指針が明確でなかった。「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を効果的に運用することで実効的救済に繋げることが課題である。また、原子力発電所事故に関するADRの指針等の最新動向は常にフォローアップが必要である。

平成23年7月15日に「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が公表されたが、原子力発電所事故等によって住宅ローンが支払えなくなったようなケースにどう適用されるのかについて明確な指針がなく混乱がみられた。今後、相談割合は上昇するものと推測される。

(図4-3-4)  
被災当時の住所地が福島県の相談事例  
(「12震災関連法令」相談の推移)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県である事例から、全相談に占める「12震災関連法令」の相談割合の推移を示したもの。

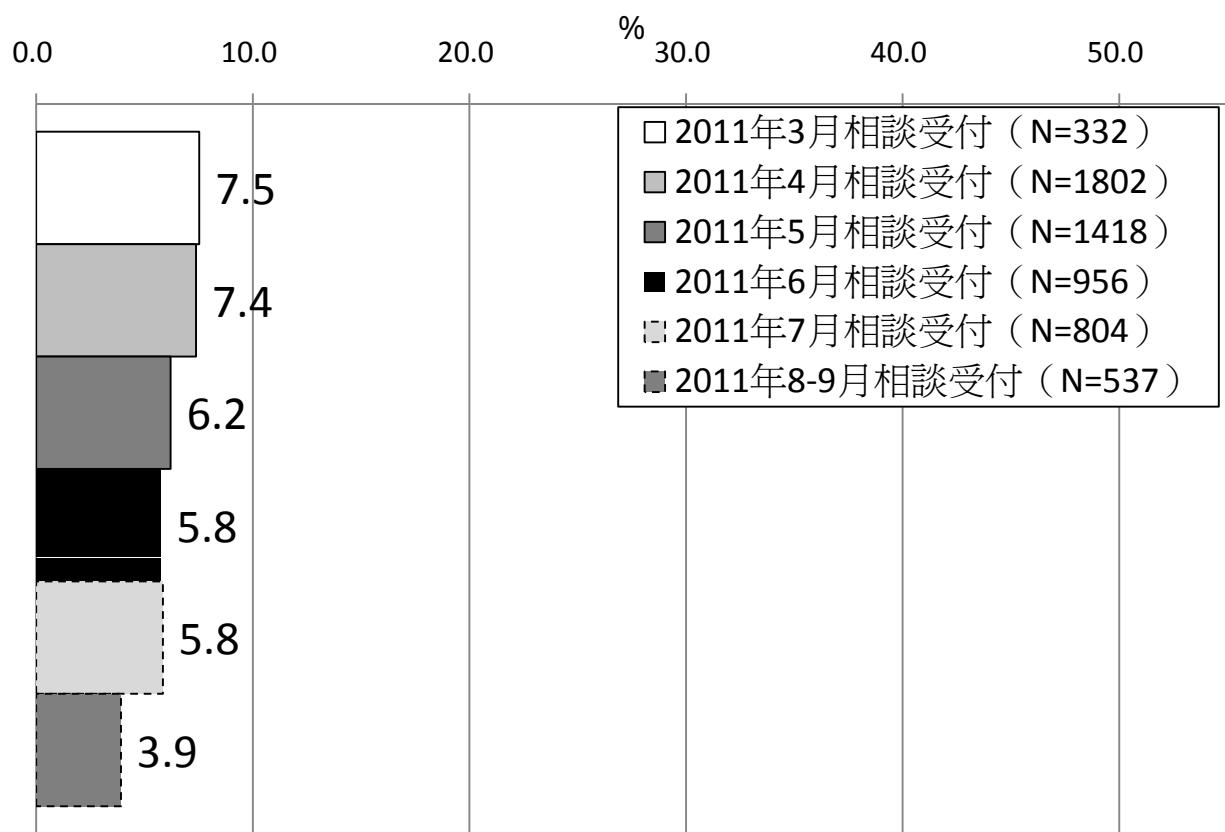
「12震災関連法令」の相談事例とは、被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、生活保護、災害救助法、仮設住宅等に関する各種法令の解釈、事実認定、運用方針、制度説明等多岐に亘る。

弁護士の法律相談機能のうち「情報整理・提供機能」が最大限発揮されていることが明白となつた。

3～5月までは行政支援の情報提供ニーズが高度であったが、次第に情報が行き渡り、大幅に収束している。

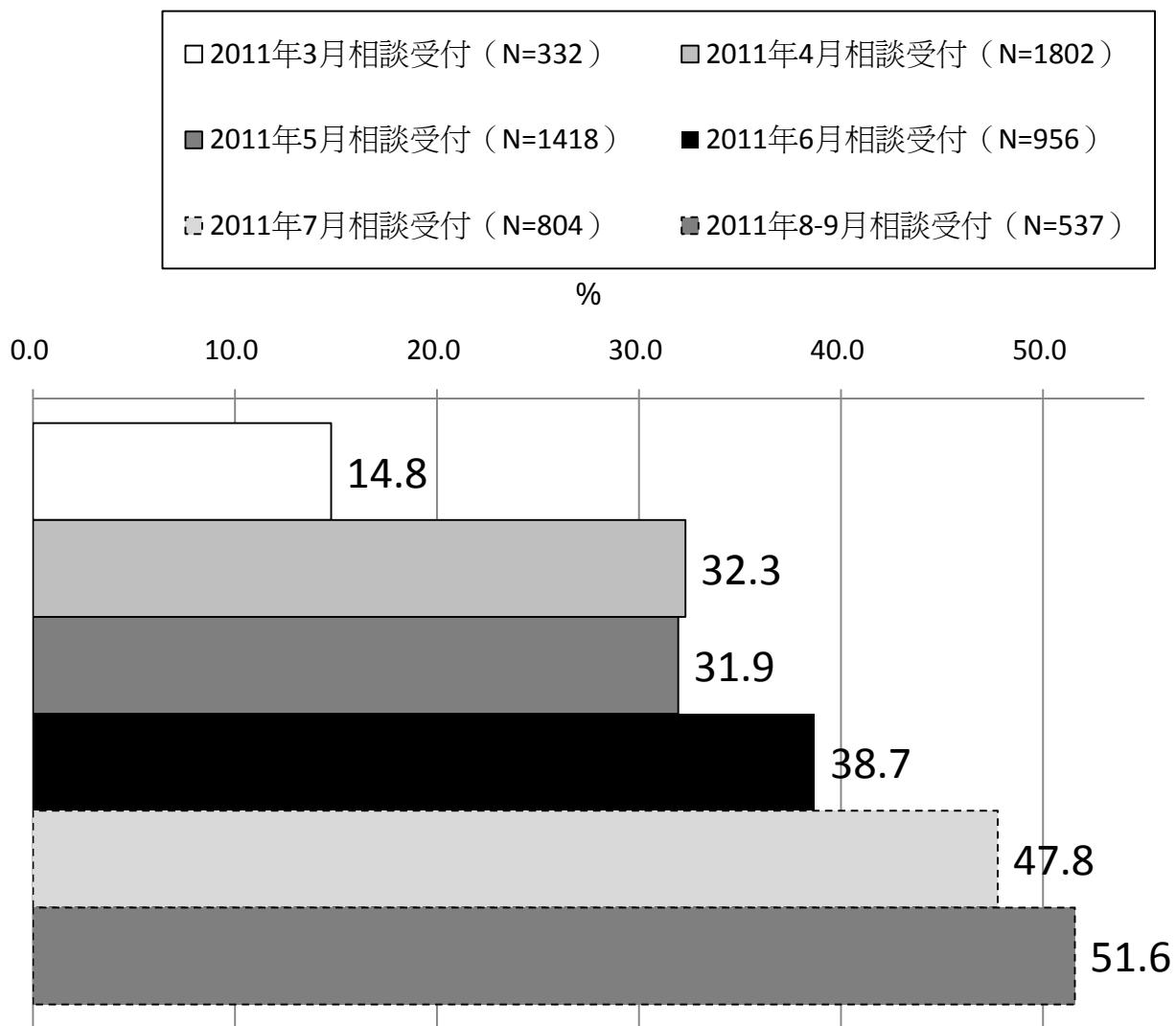
原子力発電所等の事故に関し、行政に支援を求めるのではなく、「22原子力発電所事故等」の損害賠償請求にシフトしていったという解釈もとりうる。

(図4-3-5)  
被災当時の住所地が福島県の相談事例  
(「18労働問題」相談の推移)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県である事例から、全相談に占める「18労働問題」の相談割合の推移を示したもの。  
「18労働問題」の相談事例とは、他県全体にくらべて高い割合を示している。

(図4-3-6)  
**被災当時の住所地が福島県の相談事例  
(「22原子力発電所事故等」相談の推移)**



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県である事例から、全相談に占める「22原子力発電所事故等」の相談割合の推移を示したもの。

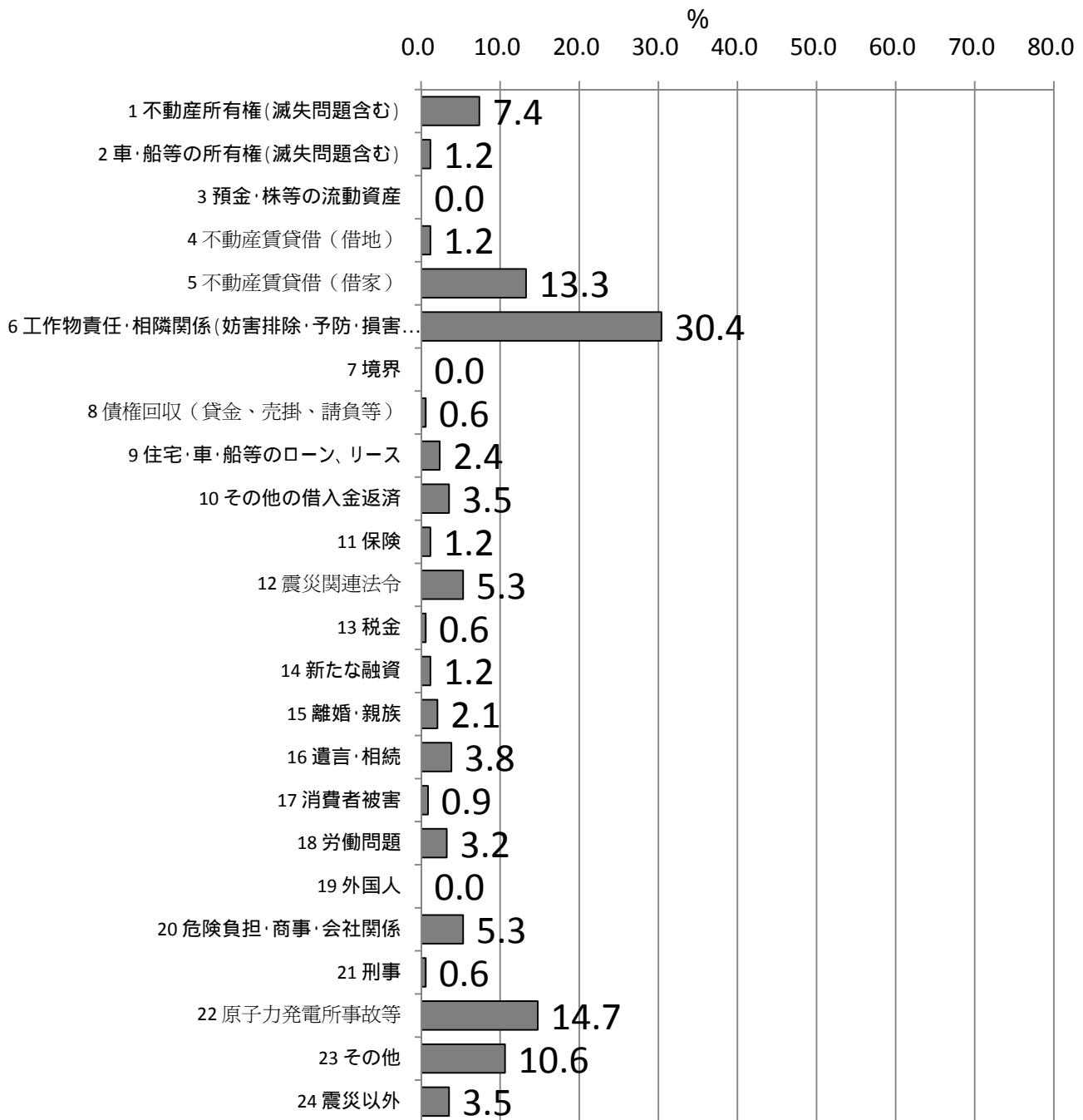
「22原子力発電所事故等」の相談は、初期の段階ではあまりに被害が大きく将来の動向がつかめないことから、相談担当者も相談者も既存の解決方針や行政の動向についての情報提供を中心に実施していた。

「仮払い」や本賠償の「請求書」の問題などもあり、報道も多数なされる中で、かなりのニーズが掘り起こされた結果、相談割合も急増したものと考えられる。

未知の課題に対する丁寧な個別相談、わかりやすい説明会による正確な情報提供、広域避難者への情報伝達など、様々な課題を克服する必要がある。

(図4-4-1)  
被災当時の住所地が福島県福島市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ339人である。

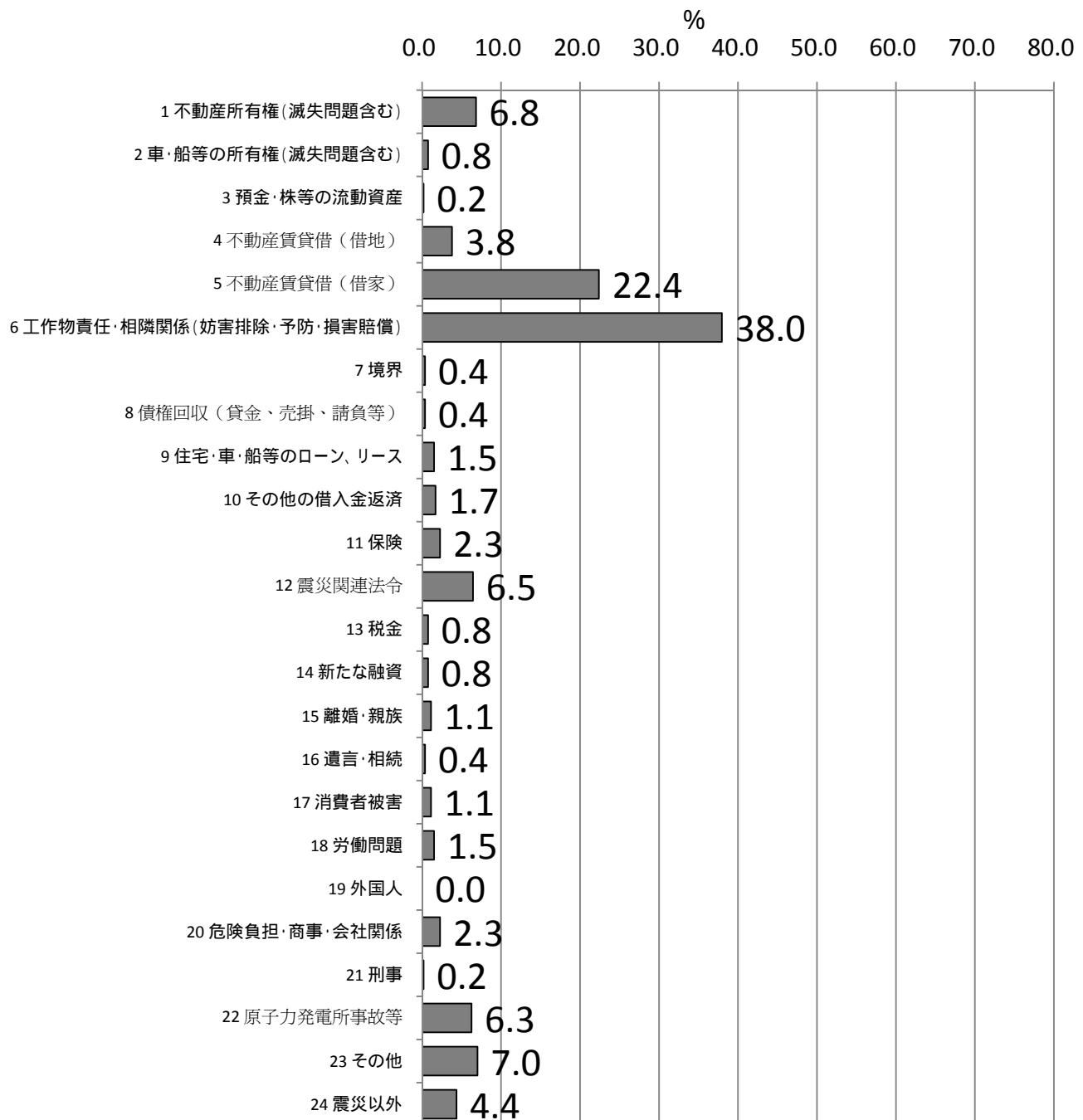


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「福島市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-2)  
被災当時の住所地が福島県郡山市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ527人である。

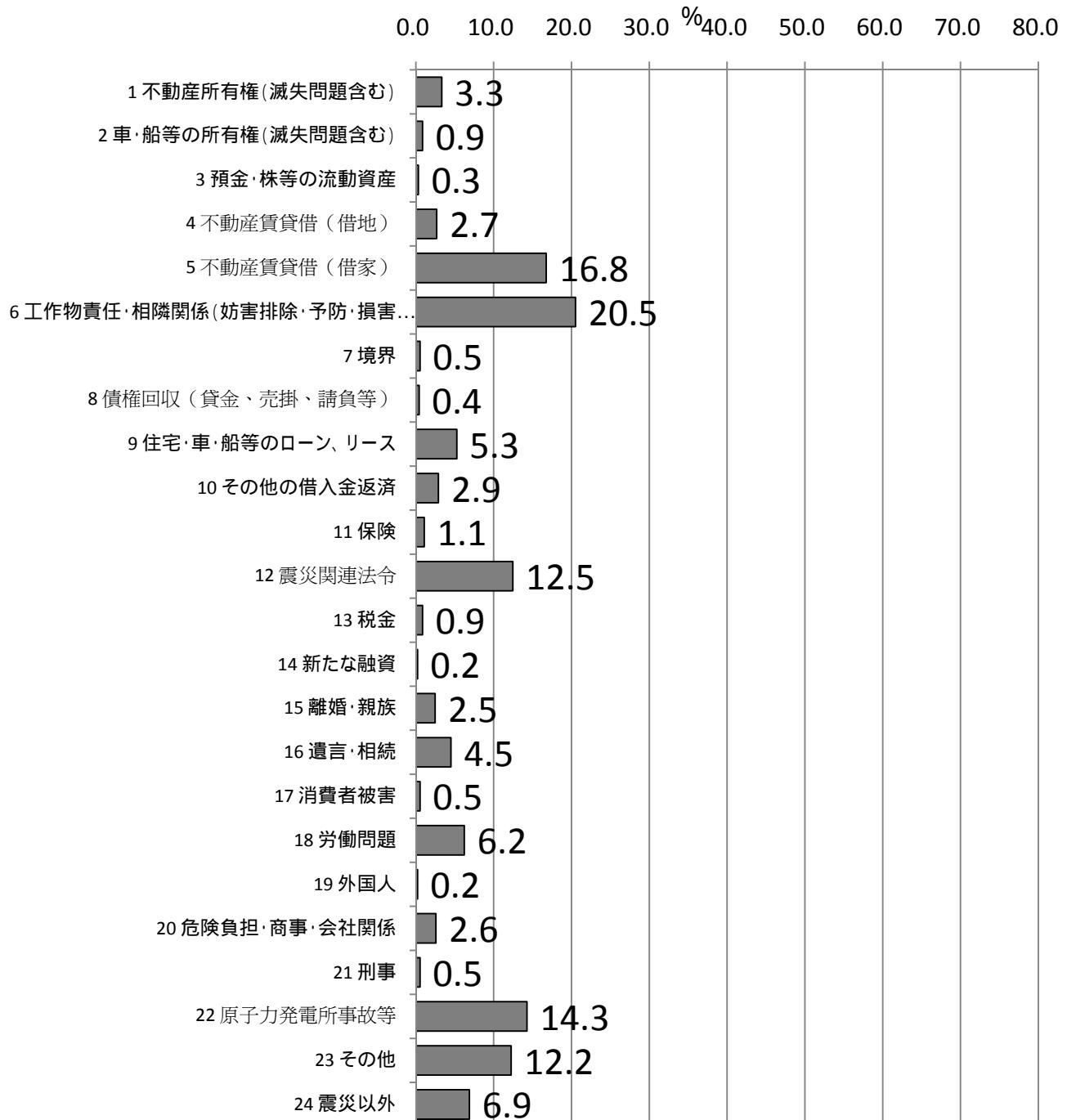


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「郡山市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-3)  
被災当時の住所地が福島県いわき市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ931人である。

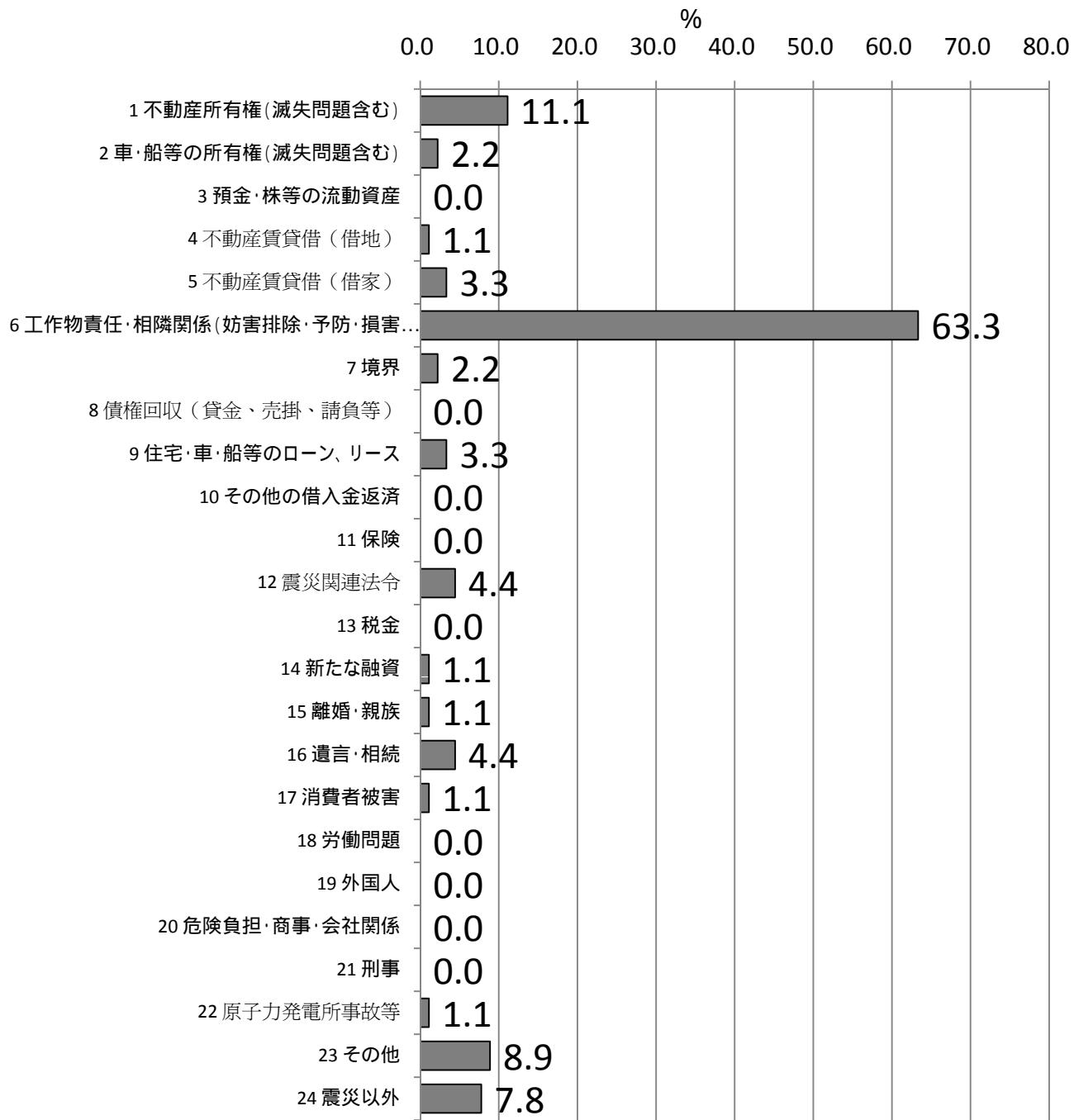


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「いわき市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-4)  
被災当時の住所地が福島県須賀川市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ90人である。

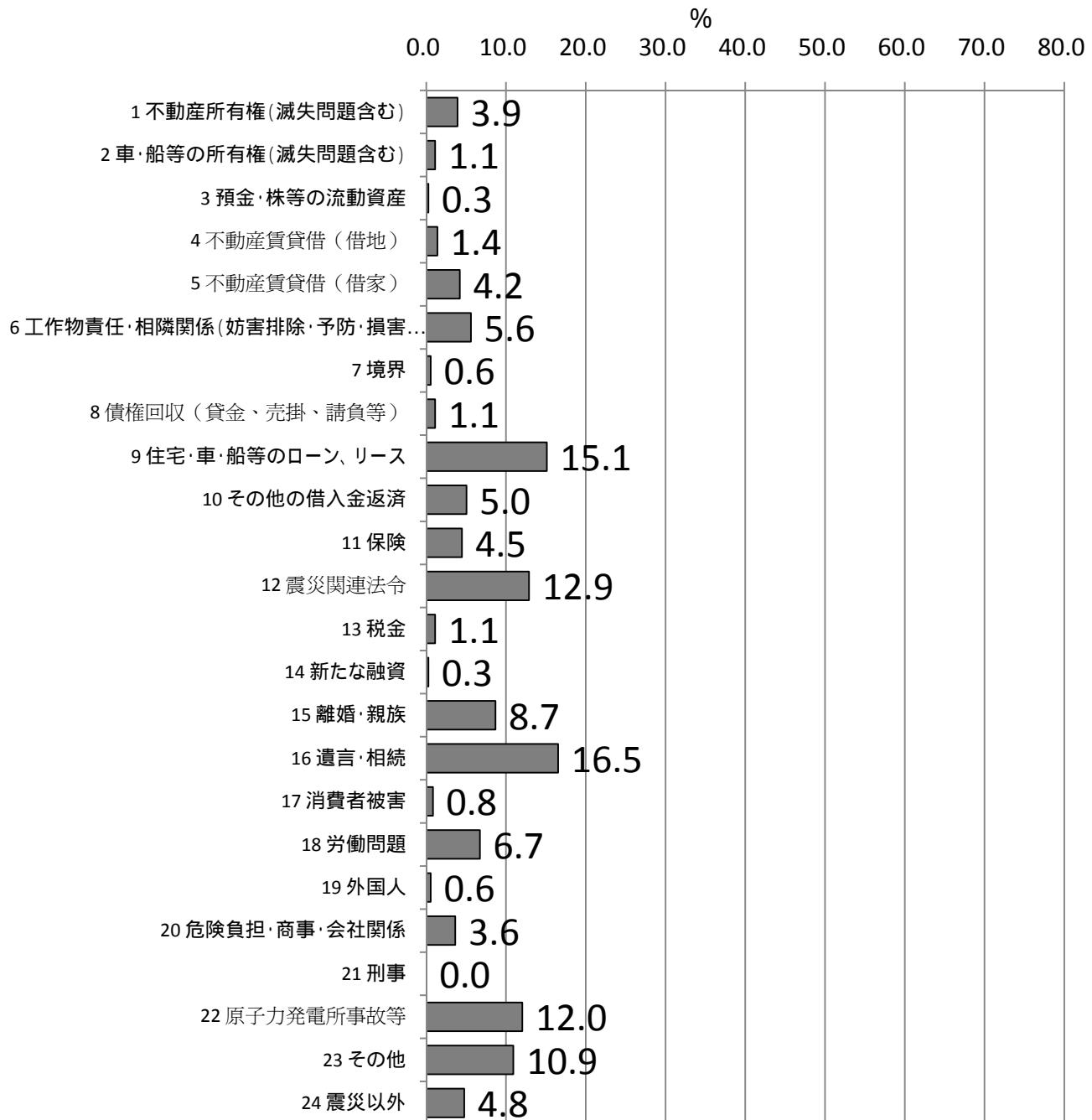


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「須賀川市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-5)  
被災当時の住所地が福島県相馬市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ357人である。

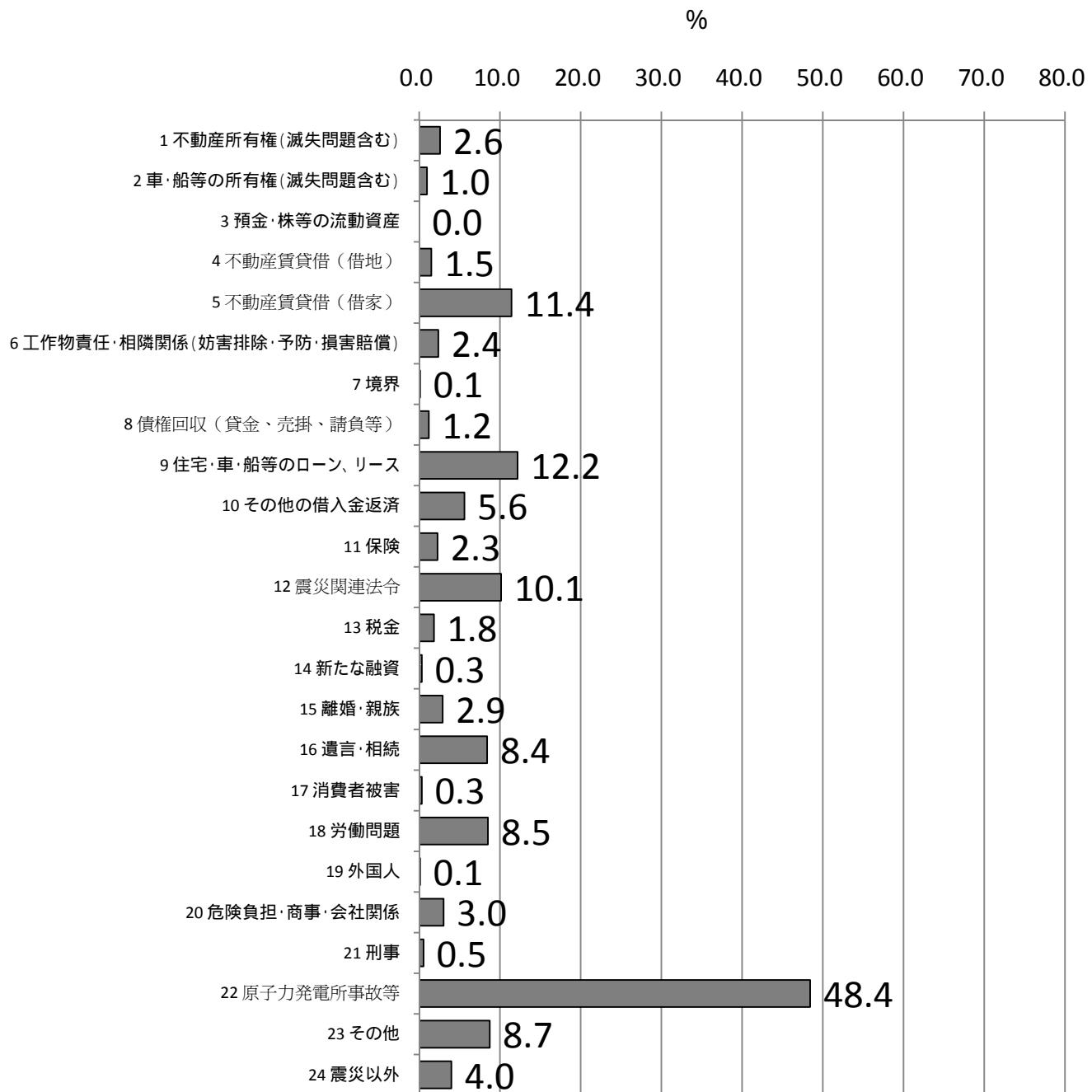


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「相馬市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-6)  
被災当時の住所地が福島県南相馬市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ927人である。

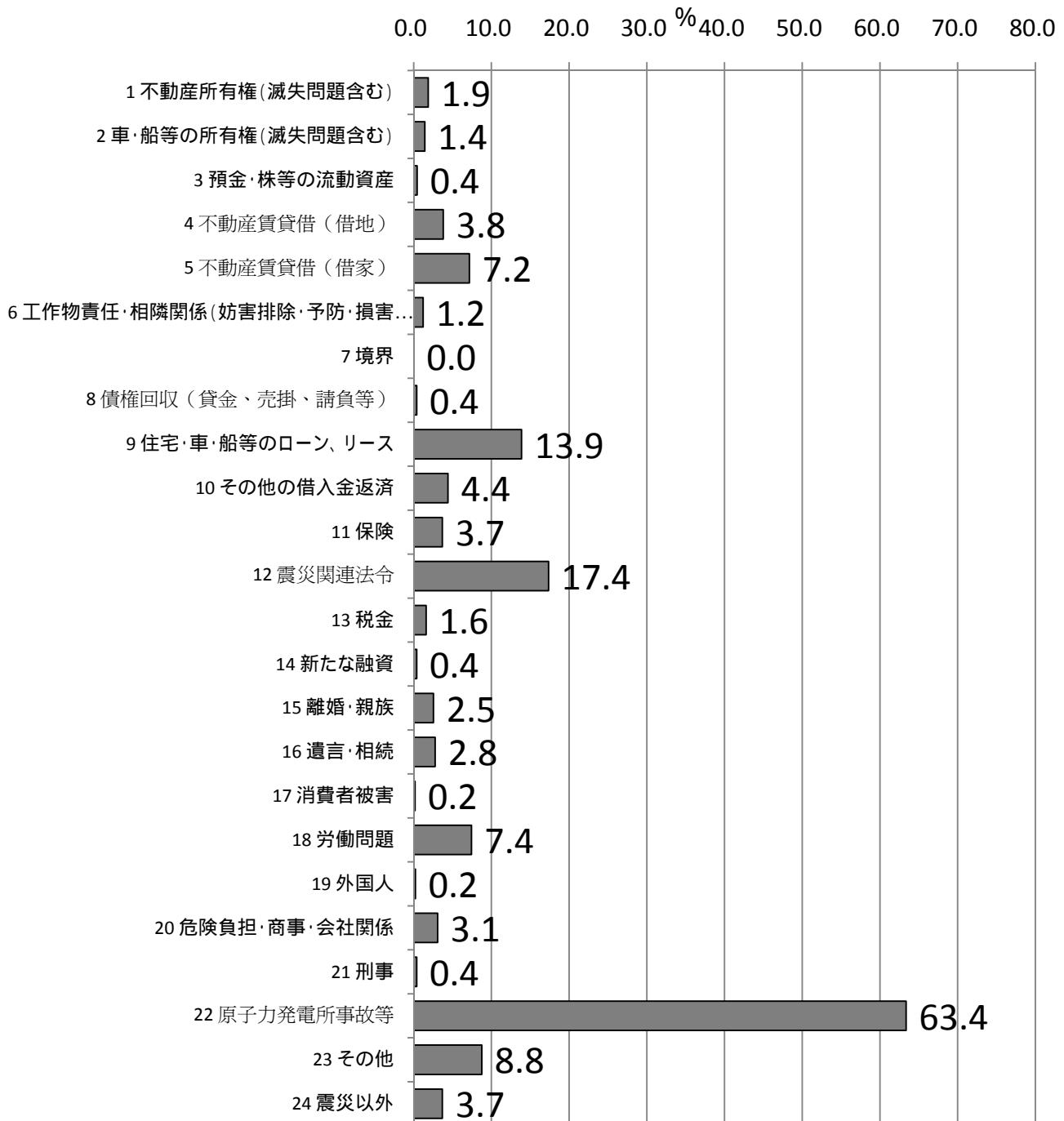


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「南相馬市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-7)  
被災当時の住所地が福島県「双葉郡」の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ1815人である。

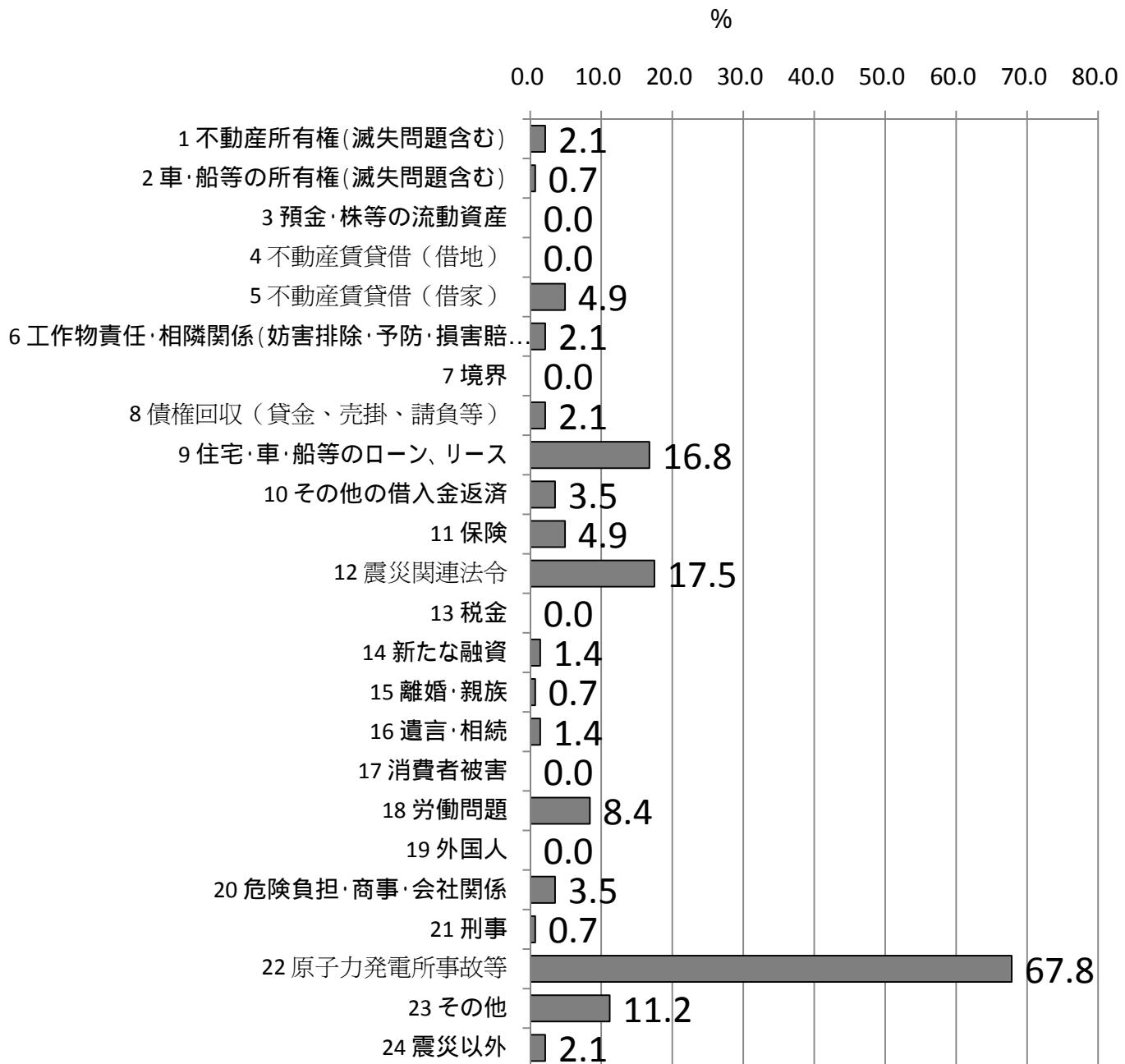


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「双葉郡」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-8)  
被災当時の住所地が福島県楢葉町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ143人である。

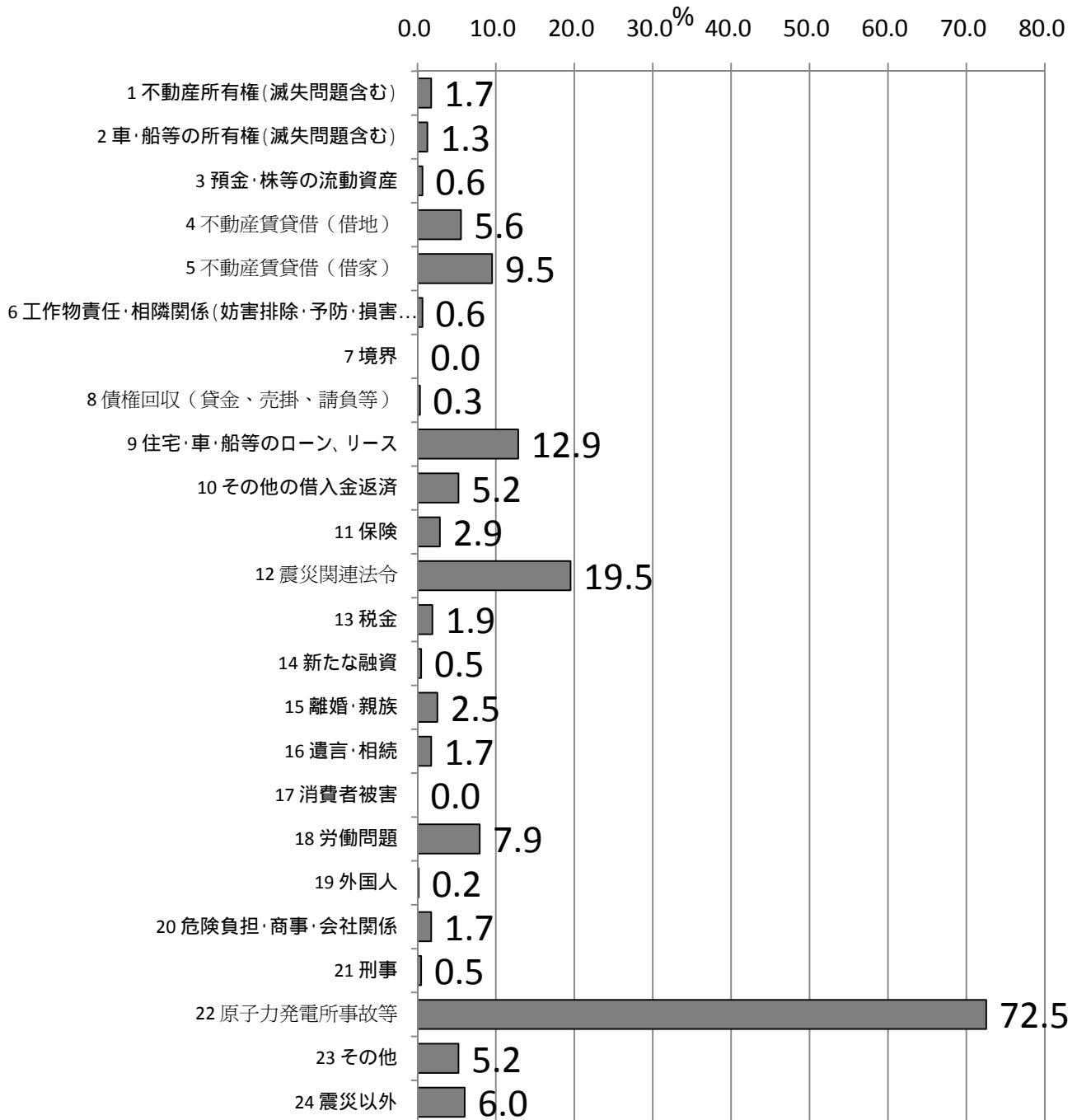


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「楢葉町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-9)  
被災当時の住所地が福島県富岡町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ630人である。

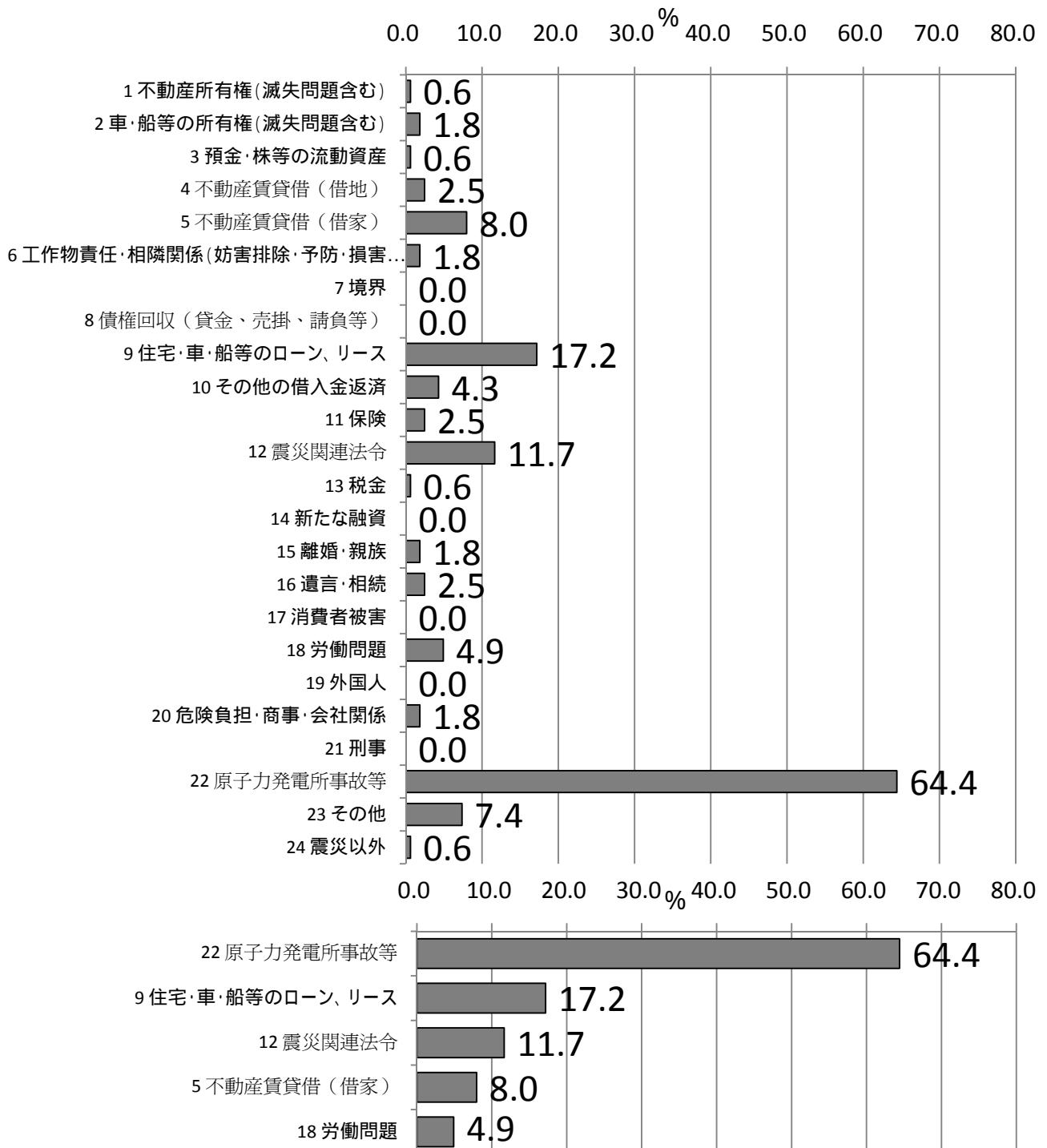


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「富岡町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-10)  
被災当時の住所地が福島県大熊町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ163人である。

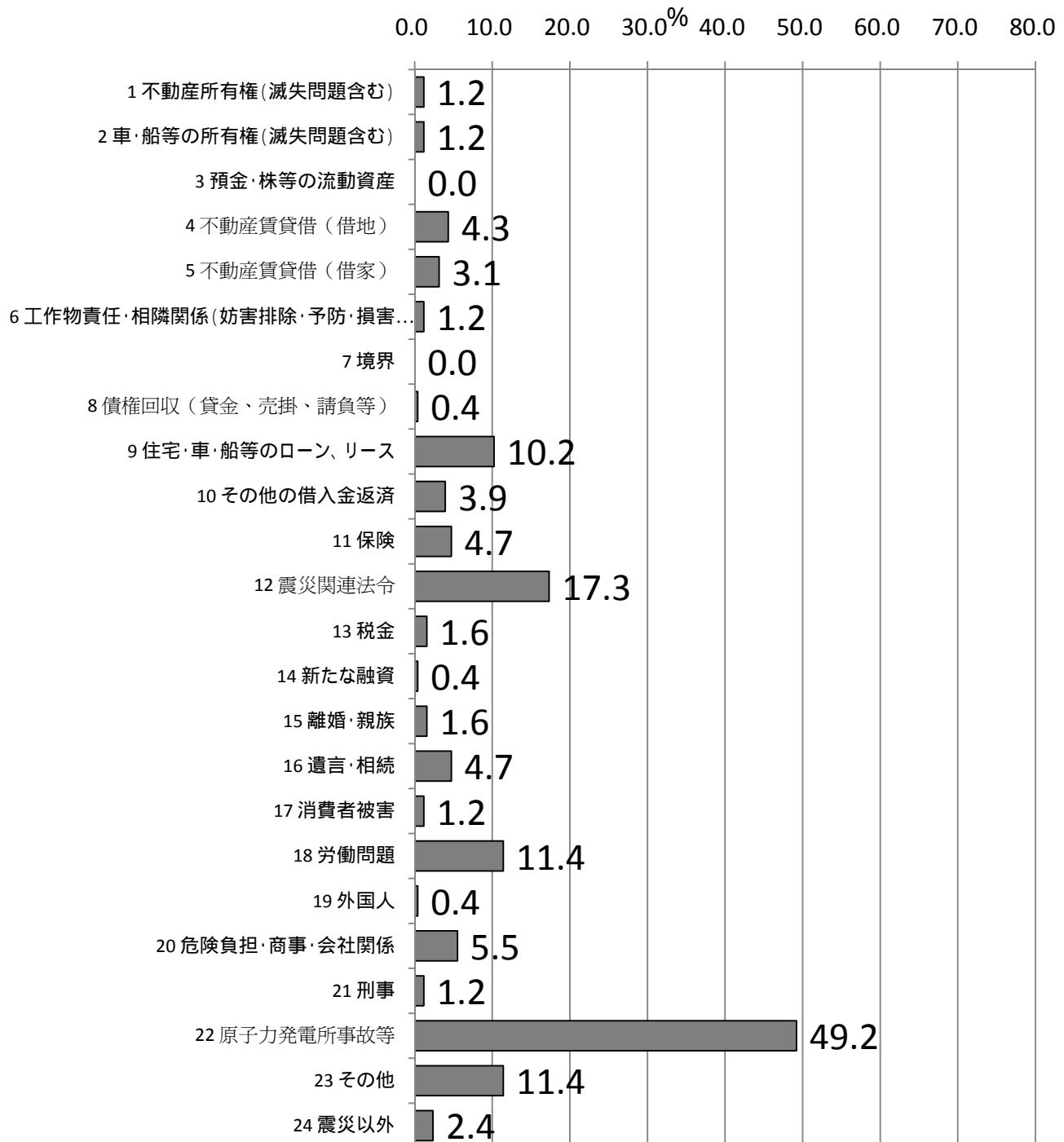


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「大熊町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-11)  
被災当時の住所地が福島県双葉町の相談事例

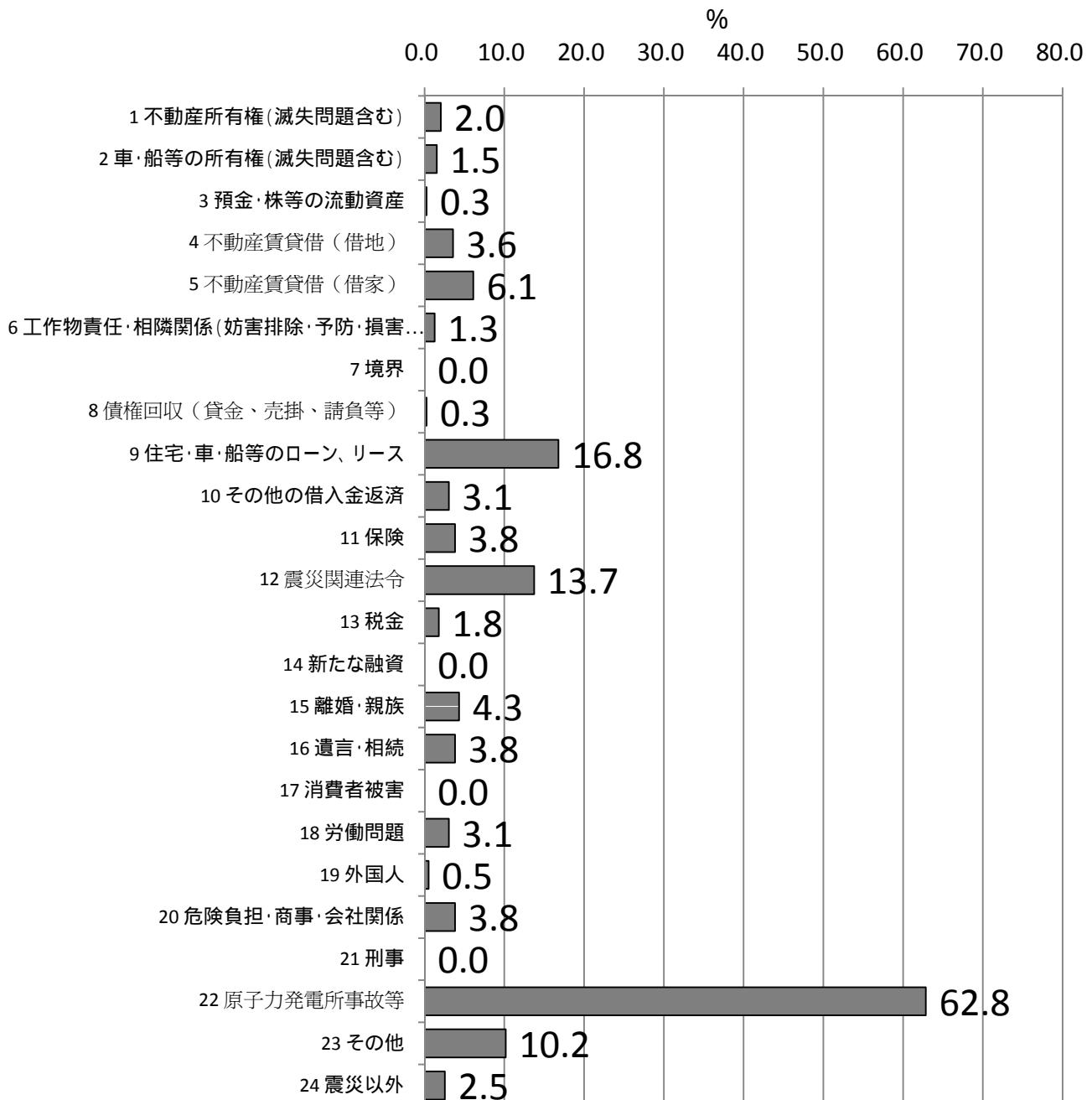
注:各相談内容の分母はそれぞれ254人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「双葉町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-12)  
被災当時の住所地が福島県浪江町の相談事例  
注:各相談内容の分母はそれぞれ393人である。

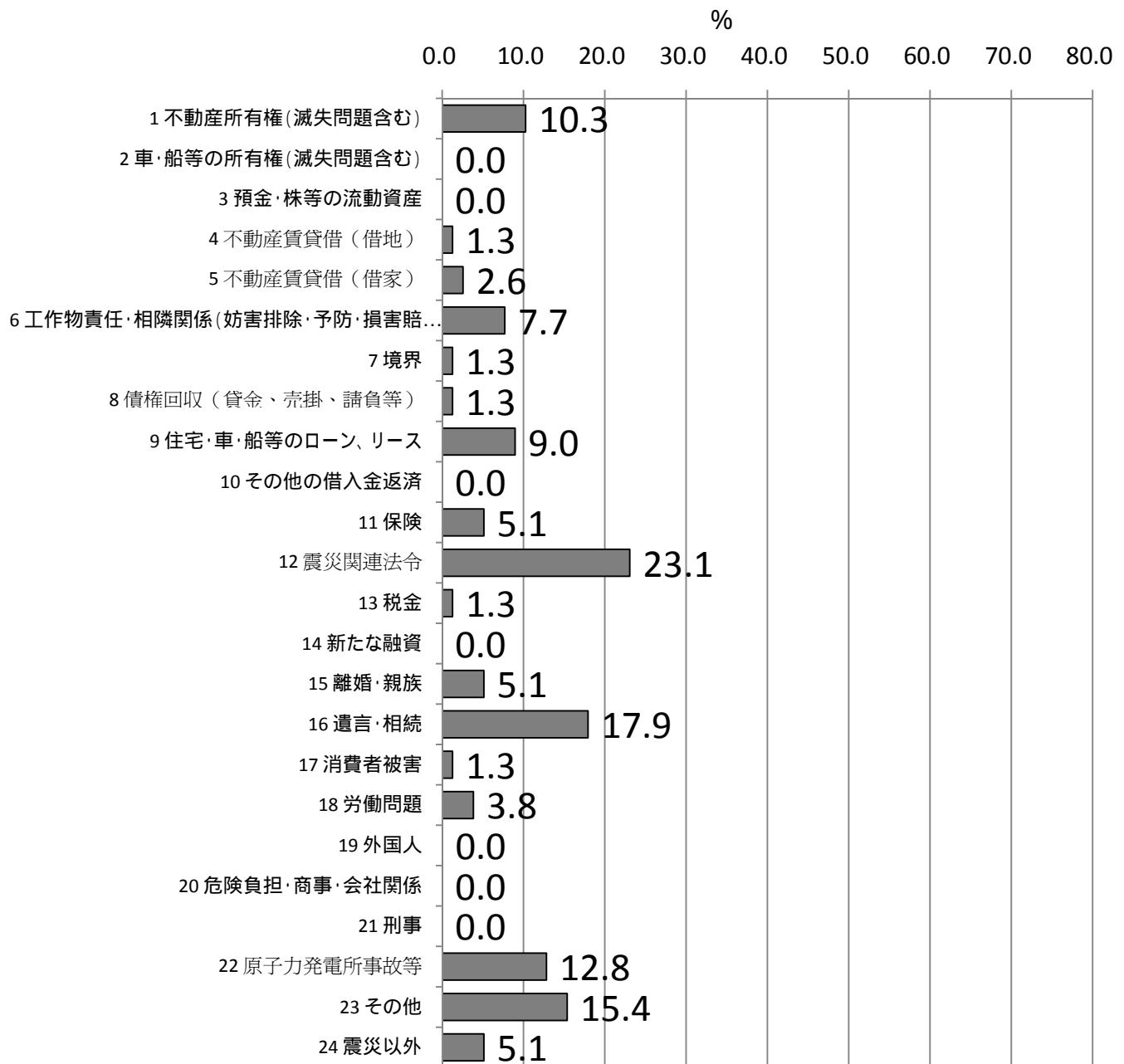


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「浪江町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-13)  
被災当時の住所地が福島県新地町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ78人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「新地町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

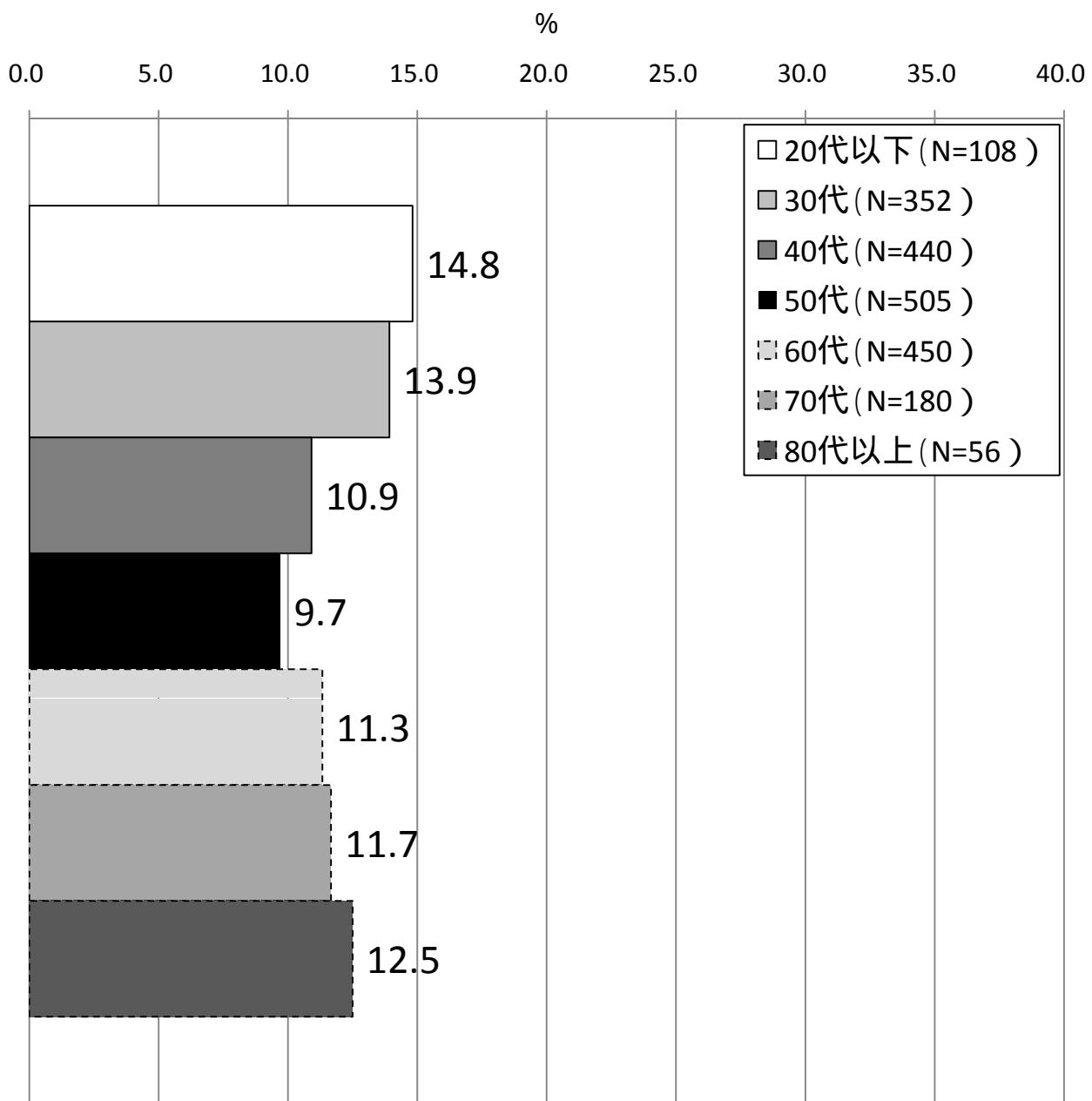
(図4-5)  
被災当時の住所地が福島県の相談事例  
(全相談類型別の年代分布表)

	20代以下 (N=108)	30代 (N=352)	40代 (N=440)	50代 (N=505)	60代 (N=450)	70代 (N=180)	80代以上 (N=56)
1 不動産所有権(滅失問題含む)	2.8	3.1	2.7	3.2	4.0	4.4	1.8
2 車・船等の所有権(滅失問題含む)	2.8	0.9	0.7	0.6	0.9	0.0	0.0
3 預金・株等の流動資産	0.9	0.6	0.2	0.2	0.0	1.7	0.0
4 不動産賃貸借(借地)	0.0	0.9	2.0	2.0	3.1	5.6	1.8
5 不動産賃貸借(借家)	14.8	13.9	10.9	9.7	11.3	11.7	12.5
6 工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)	8.3	6.3	10.0	10.5	15.6	11.7	14.3
7 境界	0.0	0.3	0.0	0.4	0.9	0.0	0.0
8 債権回収(貸金・売掛・請負等)	0.0	0.9	0.7	0.6	1.3	0.6	0.0
9 住宅・車・船等のローン、リース	7.4	11.6	8.4	7.3	4.4	4.4	1.8
10 その他の借入金返済	4.6	3.4	6.6	4.4	4.9	1.7	0.0
11 保険	4.6	3.7	2.5	3.4	2.7	5.6	5.4
12 震災関連法令	11.1	10.2	12.7	16.4	10.7	13.9	23.2
13 税金	1.9	1.1	0.9	0.8	2.0	3.3	0.0
14 新たな融資	0.0	0.3	0.9	0.8	0.7	0.0	0.0
15 離婚・親族	9.3	5.1	3.9	4.2	1.6	2.2	7.1
16 遺言・相続	5.6	3.7	4.3	4.6	4.4	8.3	7.1
17 消費者被害	0.9	1.7	0.7	1.0	0.7	1.1	0.0
18 労働問題	6.5	11.6	6.4	8.1	5.3	1.7	0.0
19 外国人	1.9	0.6	0.2	0.2	0.4	0.0	0.0
20 危険負担・商事・会社関係	3.7	2.3	2.5	3.6	2.2	2.2	0.0
21 刑事	0.9	0.9	0.7	0.8	0.2	0.6	0.0
22 原子力発電所事故等	19.4	30.4	32.5	37.6	35.3	38.9	21.4
23 その他	11.1	9.1	10.9	9.3	9.6	6.7	12.5
24 震災以外	8.3	2.6	5.0	3.4	5.1	7.8	14.3

データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県の事例について、全類型における相談者の年齢(年代)の分布を示した表である。

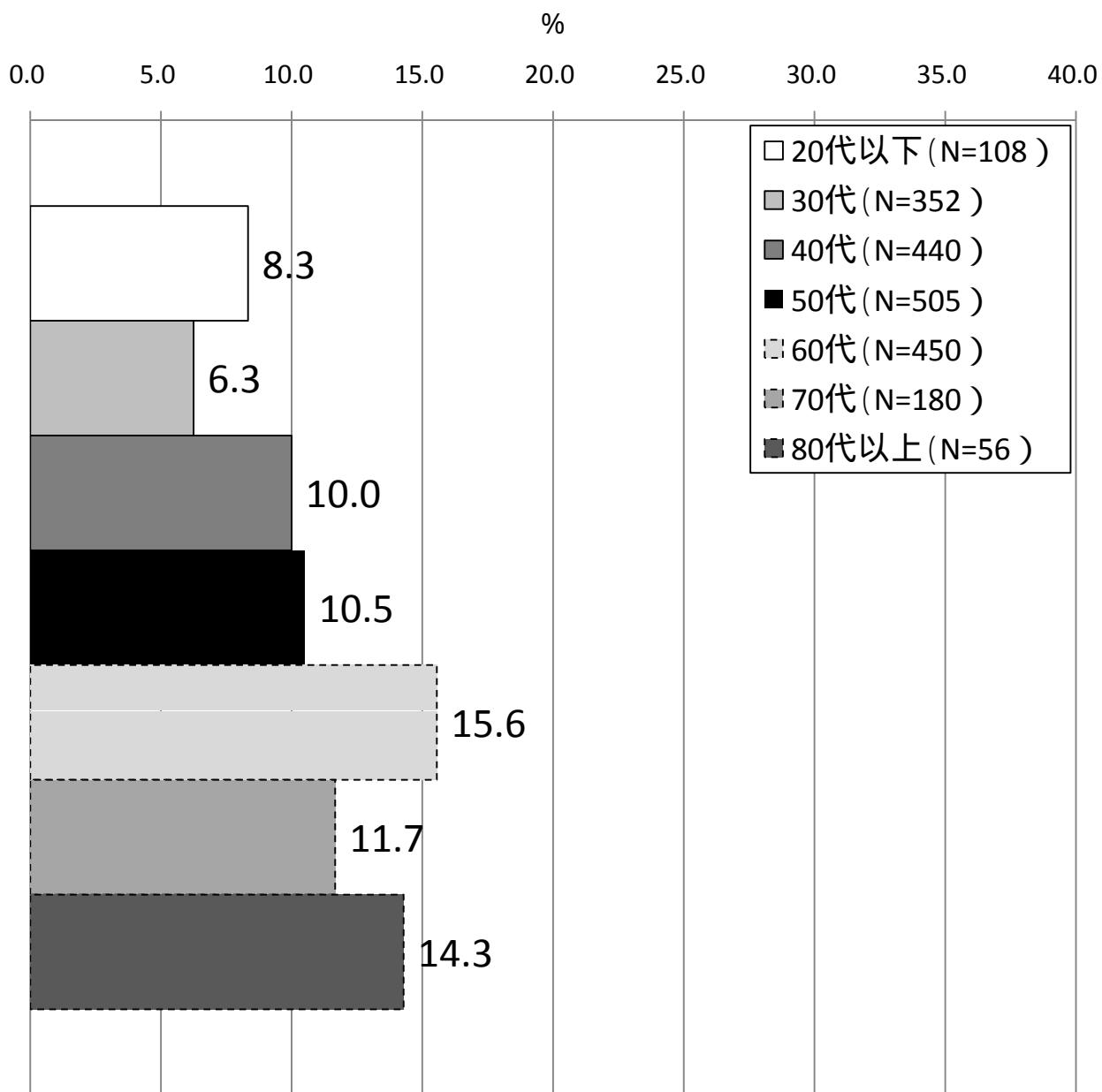
網掛けは、当該類型において最も割合の高かった年代である。

(図4-6-1)  
被災当時の住所地が福島県の相談事例  
(「5不動産賃貸借(借家)」相談の年代別分布表)



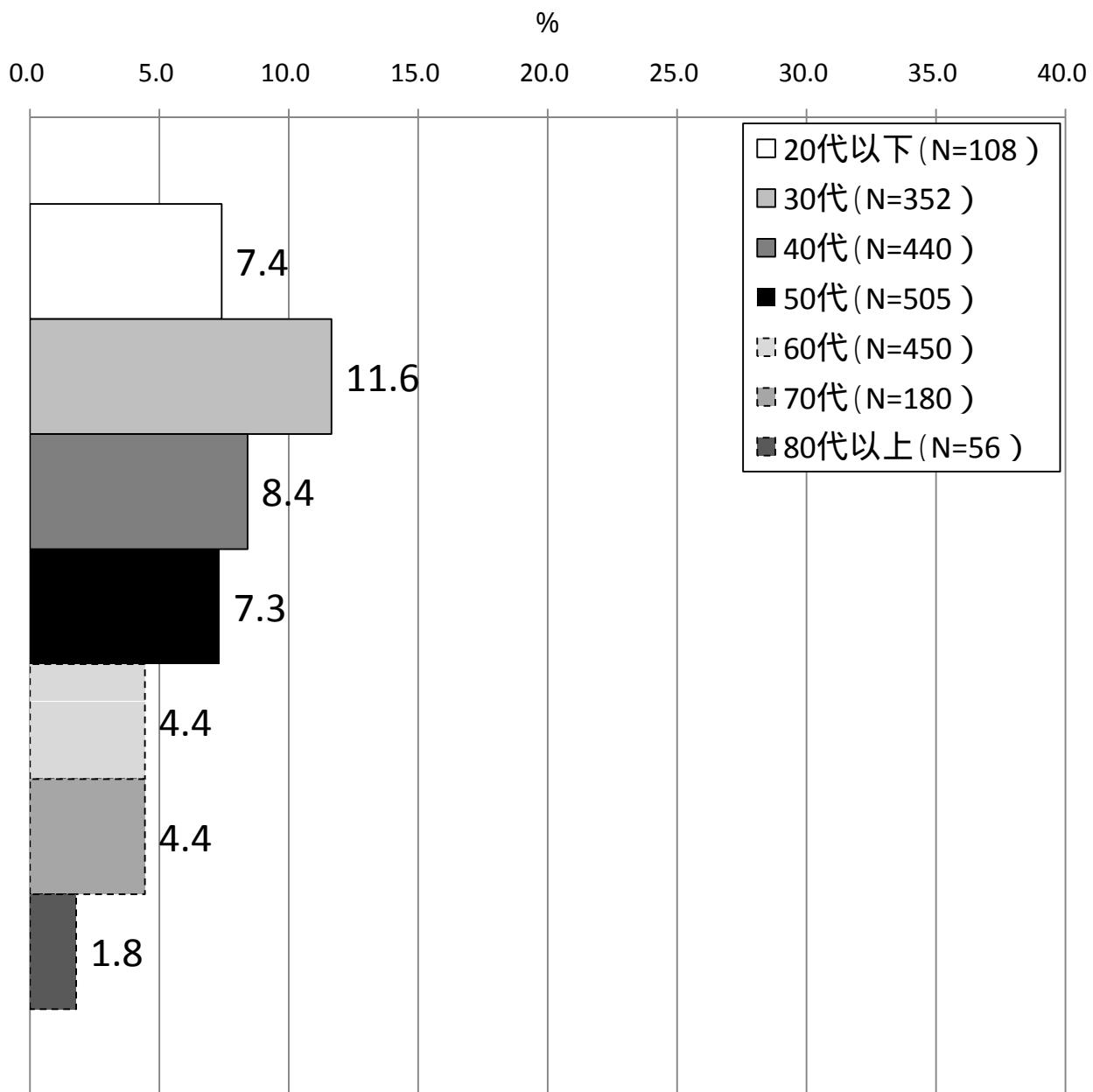
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県の事例について、「5不動産賃貸借」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図4-6-2)  
被災当時の住所地が福島県の相談事例  
(「6工作物責任・相隣関係」相談の年代別分布表)



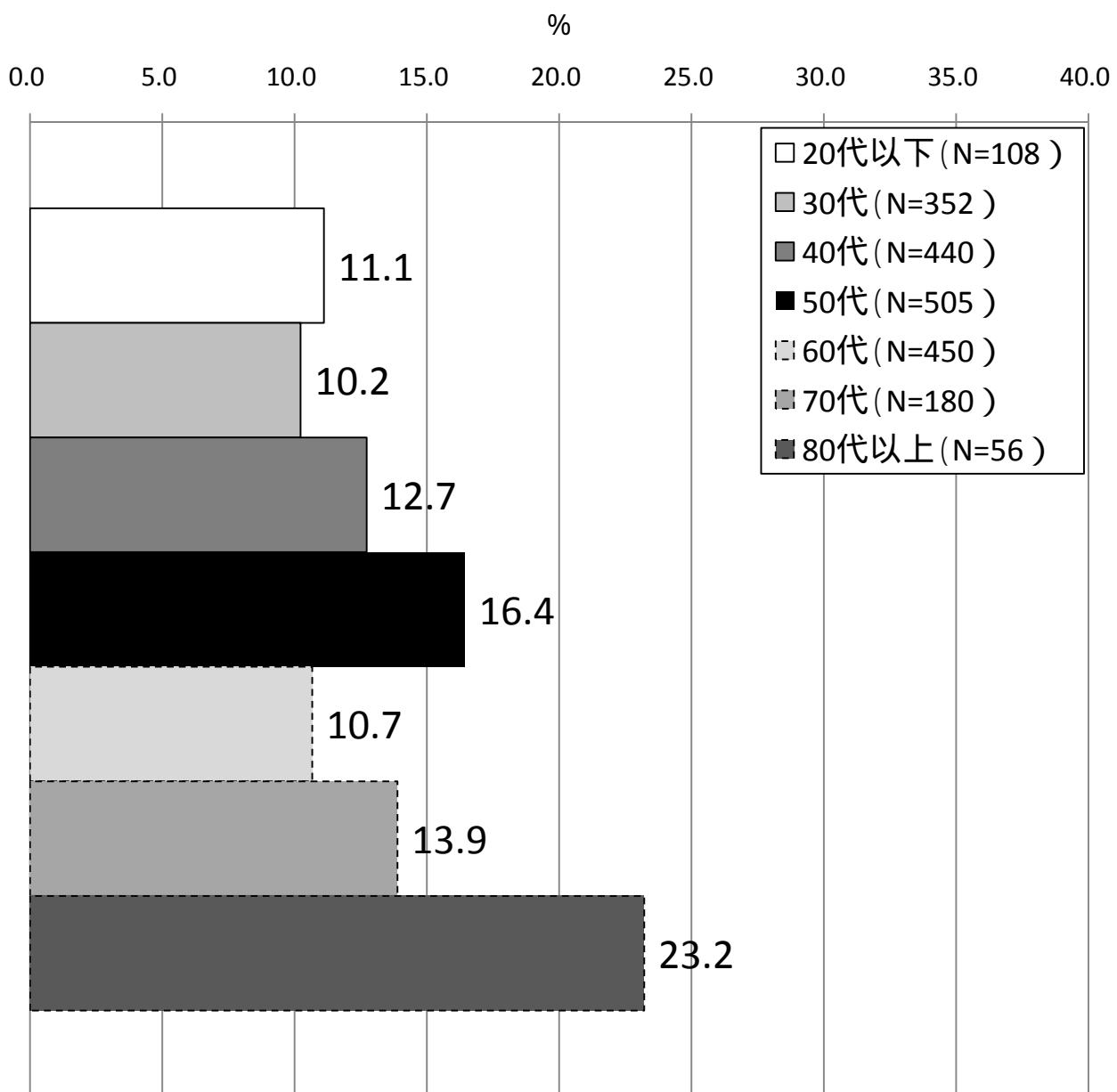
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県の事例について、「6工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図4-6-3)  
被災当時の住所地が福島県の相談事例  
(「9住宅・車・船等のローン・リース」相談の年代別分布表)



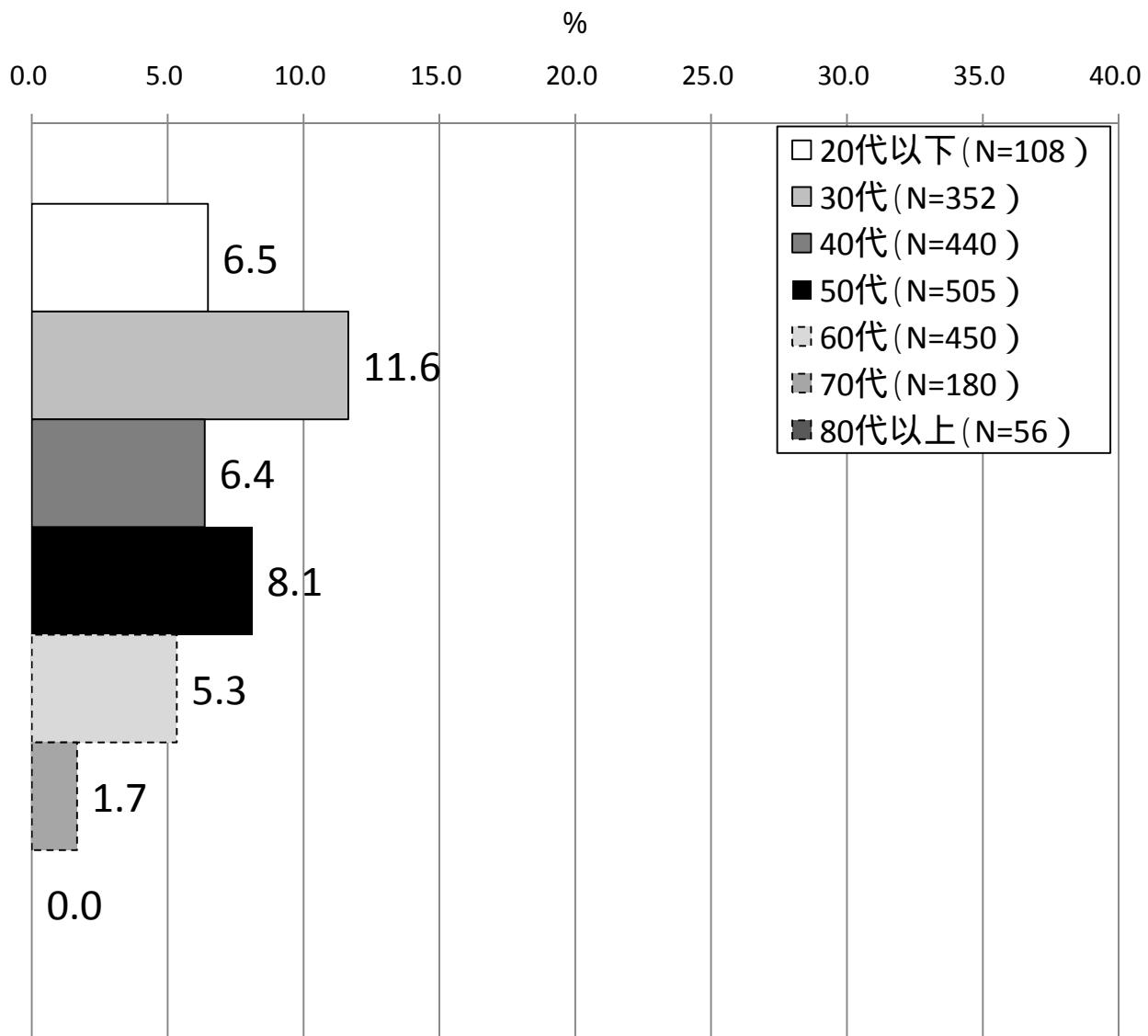
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県の事例について、「9住宅・車・船等のローン・リース」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図4-6-4)  
被災当時の住所地が福島県の相談事例  
(「12震災関連法令」相談の年代別分布表)



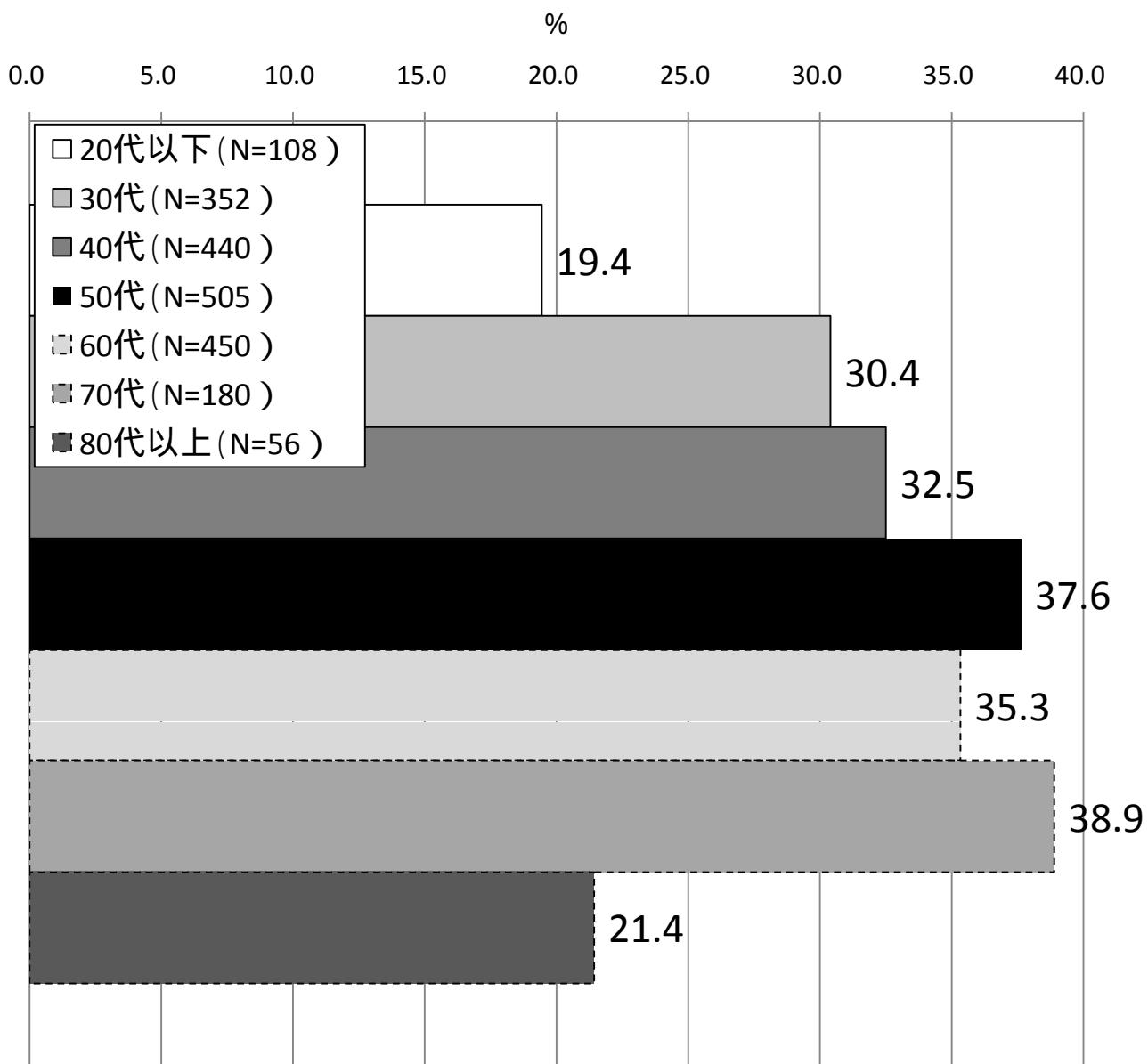
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県の事例について、「12震災関連法令」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図4-6-5)  
被災当時の住所地が福島県の相談事例  
(「18労働問題」相談の年代別分布表)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県の事例について、「18労働問題」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図4-6-6)  
被災当時の住所地が福島県の相談事例  
(「22原子力発電所事故等」相談の年代別分布表)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県の事例について、「22原子力発電所事故等」相談における相談者年齢分布を示したもの。